

第 3 回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会議事録

日 時：平成 16 年 10 月 18 日（月）

場 所：第 2 水産ビル 8 階 8 B C 会議室

1. 開 会

羽貝参事：本日はお忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。ただいまから第 3 回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会を開催いたします。下館委員の方から、冒頭 10 分程度遅れてくるとの連絡がありました。まず、議事に入ります前に事務局の方からお手元の資料の確認をさせていただきます。

多田主幹：それでは、資料を確認させていただきます。本日お配りしている資料は、資料 1 といたしまして、第 2 回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会議事録、資料 2 といたしまして、第 2 回実施条件検討会における主な意見と対応の考え方、それと参考資料といたしまして、8 月 17 日に開催した第 2 回実施条件検討会の資料ということで、一つは遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）について、それとその後ろに添付されております、試験研究機関等が行う栽培試験の実施条件の概要、以上でございます。

漏れている資料はございませんでしょうか。

羽貝参事：次に、今日傍聴されている方々、今日は約 50 名近い方々がこの会議に傍聴にいらしておりますけれども、傍聴の方々にお願いを申し上げます。

傍聴される方は、お手元に傍聴要領をお配りしてございますけれども、そこに記載をされております留意事項を守っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、以降、議事につきましては、松井座長をお願いをいたします。

松井座長：北海道大学の松井でございます。

3 回目の検討会をこれから開催いたしますけれども、6 月 1 日の一番最初におきまして、私自身が座長を引き受けるに当たり、この検討会は北海道にとって、組換え作物などバイオの技術は重要であるという観点、もう一つは、私たちのここで協議するのは一般栽培ではなくて、試験栽培における条件を検討するというので座長を引き受けました。私自身、この問題は、対話の中でルールに従いながら進めていくものと考え、そしてこの検討会があることを大変重要と考えております。

委員の先生方には、これを再確認の上、スタートさせたいと思っておりますけれども、この 2 点よろしいでしょうか。

（はいの声）

松井座長：ありがとうございます。

2. 議 事

松井座長：前回、2 回目ですが、8 月 17 日の検討会におきましては、事務局から提案された遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）ですが、それにつきまして委員の皆様にご議論いただいたところでありますが、さまざまなご意見があり、議論尽くせない面もありました。スケジュールでは今回が最終回という予定でありましたが、今回は論点を絞って集中的に議論し、その上でもう一度この委員会を開催したいと思っております。皆さんお忙しいところ大変恐縮ではありますが、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。議題は、遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）についてでございますが、まず事務局より説明を受けたいと思っております。お願いいたします。

羽貝参事：道産食品安全室の羽貝です。座って説明をさせていただきます。

資料の方は、横長の資料2、そして縦長で二重の波線の参考資料8月17日開催第2回検討会資料と、こちらの方をご覧になっていただきたいと思います。今、座長の方からお話がありましたけれども、第2回目の検討会の中でいくつかの点で議論がございまして、資料2にありますように、大きく4点について、今回絞って議論をいただきたいと思いますと考えてございます。

まずその第1点ですけれども、資料の1ページ目です。前回の資料の項目番号でいきますと1番目の趣旨のところについて、様々なご意見がございました。それをこちらの方で要約したものが資料2左側の主な意見という欄でございまして。

遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究について推進をするといった認識が、3月に道が取りまとめをいたしましたガイドラインに記載されておりましたが、今回の8月の検討会のこの検討会の中ではその文が見えない、こういったような意見が出されてございます。

これに対しまして、私たち事務局の考え方といたしましては、第2回の会議の中でも私どもの室長の方から口頭でご説明しましたように、遺伝子組換えなどのバイオテクノロジー研究の推進についての認識は、変わっているわけではございません。

また、3月のこのガイドラインについて、そういったことを文言の中でも整理してございますので、対応の考え方の2つ目の丸に記載してございますように、こういった趣旨の中に、資料の中に遺伝子組換え技術の有用性がありますので、開放系での試験栽培については消費者、生産者の理解を得ながら、交雑・混入が起こらない厳重な管理体制のもとで促進していくと、こういった遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究の推進についての認識を文言として盛り込み、整理していきたいと考えてございます。これが趣旨についての対応の考え方でございます。

次に2点目ですが、2ページ目です。これは前回の資料でいきますと3番目になります。前回の資料の1ページ目の一番下です。3の対象とする遺伝子組換え作物についての様々なご議論が主な意見のとおりございました。これに対する対応の考え方ですけれども、事務局側としては、この前回3の対象とする遺伝子組換え作物について、道内での試験研究機関等が自ら開発したもの、あるいは共同研究等で関与しているもの、こういった観点で、道内の遺伝子組換えに関する既存の試験研究機関等の推進を図るといった観点で提案をさせていただいたところですが、委員の中から、そういった考え方は理解できるものの、実際、研究を推進するという観点からいくと、そういった措置はかえて研究の推進にとってメリットにならないといった現場からのご意見も出されてございます。

そういったこともございますので、2ページ目の対応の考え方の3つ目の白丸にありますように、この条件については、今回の北海道内での屋外試験の実施条件にこういった条件を付すことは盛り込まない方法で検討してはどうか、このように考えてございます。

次に3点目でございます。3点目につきましては、前回の資料、参考資料の一番最後に横組みで絵柄が入っている資料がございまして、試験研究機関等が行う栽培試験の実施条件の概要ということで、前回提案をさせていただいた条件の手順、スケジュール等が盛り込まれた図ですが、こういったことに対して、許可制に対する疑問が届出制で十分対応できるのではないか、こういった考え方が委員の中から出されてございます。

こうしたことに対する対応の考え方ですけれども、まず基本的な我々の考え方として、道内の今ある試験研究機関等においては、開放系での栽培試験については、当然、適正な交雑・混入防止措置を講じていただけるものという考え方は持っております。ただ、屋外試験ということで、消費者の方、それから生産者の方が一方で大変強い懸念を持っているという状況もございまして、こういった仕組みにつきましては、基本的には届出制ということで、試験研究機関等が道の方に栽培計画の届出をしていただく。それで、道内にこういった計画があるということを明らかにした上で、道が、そうした試験研究機関が行う屋外試験についての交雑・混入防止措置、それが科学的見地から見て適切なものであるか、専門家の方の意見をまずお聴きする。これが一つ。それと同時に、消費者、それから生産者の方のご意見もお伺いしながら、そういった意見を参酌、総合して、最終的に知事が届出のあった栽培計画について必要と判断した場合、計画について何らかの指示や指導ができる。そういう仕組みとして届出制といった対応を考えてみたらどうか、こういった考え方でございます。

4点目は、この届出制の仕組みの対応の考え方と非常にリンクするわけですが、評価委員会

についての議論と、それに対する対応の考え方でございます。

前回の資料の中ほどにあります遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会（仮称）ということで、前回は、消費者、生産者、研究者、学識経験者等で15名以内の委員会を設置して、出席者の2分の1の表決で委員会としての意見をまとめて知事に答申をする。こういう位置づけの提案を委員会でさせてもらいましたけれども、この委員会の組織につきましては、各委員の方から、実質的にこういった評価委員会での意見が屋外試験の可否を握っているような観点が強いということから、委員構成について、消費者、生産者側の委員を多く、あるいは逆に研究者側の委員を多く、こういった議論がそれぞれ出されたような状況でございます。

我々といったしましては、そうではなくて、客観的な立場から議論をしていただいて、評価委員会の意見を知事としてお聴きしたいと考えたわけですけれども、そういった関係者の方が一堂に会するという形になると、やはり、対外的な目から見るとそういった意見が出されてくるのかと考えてございまして、こうしたことに対する対応の考え方でございますけれども、先ほど、届出制のところでも少し触れましたけれども、試験研究機関等が道に届出をした栽培試験の内容については、最初の丸の に書いてありますけれども、その計画の内容が周辺作物との交雑あるいは混入の防止措置になっているのかどうかということを科学的な見地から評価をせよという委員会、それと同時に、これとは別に、として、消費者や生産者などの意見を聴くための委員会、この二つの委員会を設け、知事としてはこの二つの意見を聴いて、先ほどの届出制と関連いたしますけれども、最終的に必要と判断した場合については、届出のあった試験の計画について指示あるいは指導をする。こういった仕組みというものを考えてみたらどうかということでございます。

前回の主な議論についての論点に対する対応の考え方は、概略以上のとおりでございます。

松井座長：ありがとうございました。

今事務局から、2回目の意見を受け、それに対する対応の仕方、それから考え方を説明いただきました。今日はこれを中心に議論をしていきたいと思っております。いくつかの項目がありますが、一番最初、趣旨についてというような感じで、一つ一つ項目別に議論して、場合によっては次回までの宿題ということになるものもあるかもしれませんが、最後まで議論を重ねたいと思っております。

まずは1番、1ページ目、趣旨についてでありますけれども、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。西村委員。

西村委員：確かに前回、趣旨の中に、北海道における産業振興、バイオテクノロジーというのは大変重要な意味を持っていると。そういった意義と、それからガイドラインでバイオテクノロジーの研究開発というのは将来的に道の産業振興に有用であるという、これはもうどこへ行ったって当たり前というくらい当たり前な状態になっている現状の中で、今、遺伝子組換えの技術というのは将来的に有用であると、私自身は考えておりました、そういった意味では、今回、対応の考え方で道の方でまとめていただいた、右側に書いてあるような、消費者や生産者の理解を得ながら、交雑や混入が起こらない厳重な管理体制という一つの条件のもとに促進していくという点で私は賛成でございます。

松井座長：ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。石塚委員。

石塚委員：趣旨についてですけれども、遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発が有用だという認識が普通ではないかというお話ですけれども、例えそうであったとしても、今回こういう検討会が設けられたいきさつについては、多分皆さんこれは一致すると思っておりますけれども、消費者や生産者が大変な不安を抱いていると。この遺伝子組換え作物の開放系における栽培について大変な不安を抱いていると。であるから、例えこの技術が将来的に有用だったとしても、今現在はかなり厳しく慎重に進めるべきだという、そういう前提で、一般ほ場ではもちろん原則禁止するし、この試験研究においても様々な条件を課していこうということでは始まったと思うのです。

ですから、今回のこの対応の考え方に出てくる言い方では、若干その辺の精神が弱まってしまったという感じを受けています。

特に、消費者や生産者の理解を得ながらという表現ですけれども、前回の趣旨の中では、消費者や生産者の理解が得られなければ開放系での遺伝子組換え作物の栽培を行わせないと、そういう基本認識という、こういう記述があったのですけれども、今回は、理解を得ながら厳重な管理体制のもとで

促進していくということで、印象からすると、かなり前回とかけ離れた内容になっていまして、第2回の検討会で議論されたことをもとに事務局の方でこういう考え方にされたのでしょうかけれども、議論全体を反映していないという感じがします。ごく一部の委員の意見を取り上げて変えられたような印象があって、少なくとも私の気持ちとはまるっきり合っていないという印象ですので、私はこの表現は反対いたします。

松井座長：大熊委員。

大熊委員：私も、今の石塚委員と全く同じところで非常に気になった表現が盛り込まれていると思いました。

前回も趣旨の中に、消費者や生産者の理解が得られなければ栽培を行わせないととの基本認識のもとに明確に謳っています。それは、道民のみならず、国民にとって非常に不安感の強い、拒否感の強い遺伝子組換えの実験栽培を行うに当たって、いかに理解を得ながら、理解してもらいながら実験をするかということであったと思うのですが、今回の表現の中では、理解を得ながら、理解を得た上で栽培を行うのではなくて、理解を得る行動を行いながら、十分な理解を得なくても行ってもいいというような、そういう表現になっていると思います。

また、やはり最後のところに、厳重な管理体制のもとで促進していくと。これは、道民の理解を受けた上で行うというのではなく、むしろ促進していく、進めるという表現に変わっています。趣旨が全く変わっているように私は思います。一番最初の食の安全・安心条例という道民に軸足を置いた安全・安心の基本的な精神が大きく歪められているように思います。

松井座長：委員の中から何かご意見などありませんか。その後道の方にちょっと前回と今回の相違点その他を伺いたいと思います。前回から見て大分、促進の方に傾いたという意見が強い気がします。

(下館委員来場)

下館さんどうぞ。資料の2、趣旨についてご意見を3つほど伺ったところであります。かいつまんで言いますと、前回から見ますと推進させるという方向に偏り過ぎたのではないかという意見が強いようであります。

他にどなたか委員からご意見ありませんでしょうか。道の方から何か。

羽貝参事：こういった基本認識の考え方ですけれども、基本的なバイオの試験研究については、3月に取りまとめ公表いたしましたガイドラインと基本的には認識は変わっていないという整理でございます。前回との表現的に比較するとそういった意見も出てくるかと思うのですが、前回の趣旨のところは、6月の末に公表したこの条例全体の骨子、2回目にもご説明申し上げましたけれども、その表現を8月17日の会議の資料に持ち込んでおりますけれども、骨子のときには、一般栽培、それと試験研究の屋外での取扱いについての併せた表現ということになっております。

ただ、今回、これは一般ではなくて、あくまで屋外での試験研究の扱いをどうするかという整理になっておりますので、繰り返しになりますけれども、3月時点の表現をここで今一度整理させていただきましたということでございます。

松井座長：ありがとうございます。

後で石塚さんから私の意見に対する反論をいただきたいのですが、この条例を作るに至った去年の時点というのは、一般栽培と試験栽培は多分、別々ではないというような感じであったと。今年の2月ぐらいでしょうか、大学を含めたいろいろな研究機関から、試験研究というものがそういった禁止に近い条例はいかなものかというようなことでこれが出てきたかと思えます。

確かに、今、事務局から言われましたように、まずこの技術が大事であるという前提に立って1回目は進められました。ただ、このバイオ技術は非常に重要である。しかしながらというその後の文言と、したがってということでは結論が大きく違う可能性があるかと私自身も確かに思います。

ただ、これは非常にプライベートかもしれませんが、諸外国で栽培されているものを輸入して売るといような場合と、一般栽培を行うというものと、それから試験栽培を行うと、この三つに限って言えば、それぞれ私自身は次元の違う問題ということで、その辺、道としては多分違うものであるので、試験栽培はできるだけ進めるべきだというニュアンスが少し強くなったように私は思います。

前回は、それも一緒に禁止すべきというニュアンスが強かったと思うのですが、ただ、私としては、

一般栽培とは別個である試験栽培ということで、ある程度このような対応、趣旨のもとでしていかないと北海道におけるバイオテクノロジーの進展というのが損なわれるという感じはいたします。理解が私自身間違っているかもしれませんが、石塚さん、何かありましたら。

石塚委員：一つ大事なことは、今回の安全・安心条例は、遺伝子組換え作物の研究開発を促進するための条例なのか、それとも、原則として、多くの道民が不安を持っているわけですから規制していくのだけれども、その規制の仕方を試験研究に限っては少し考えていこうと、そういう条例なのか、その立っている場所の認識が違うのではないかという気がします。

私の認識では、多分これは多くの道民の方もそう思っているのではないかと私は思っているのですけれども、この技術がまだまだ確立されていないという認識があって、不安な部分が非常に多いと。ですから、原則厳しく規制していくと。それがやはり一番の底辺、基盤にあって、その上で一定の条件をクリアしていくものであれば、全くその研究の芽を摘むわけにはいかないのではないかとということで認めていってはどうかということだろうと私は思っているのです。

ですから、ここの今回の対応の考え方にあるように、例えば一番最後のところで、促進していくという言葉がこの趣旨の中に入るとするのは、本来の条例の趣旨からそれる、全然意味の違ったものになっていくのではないかと考えています。

座長は、試験研究は一般栽培とは違う世界のことだとおっしゃいます。また、別なところでは、試験研究という高尚な作業と一般栽培というものをごっちゃにされては困るということもおっしゃっているのですけれども、私たち素人の感覚からすると、物を作る一般栽培もやはり高尚な営みであるし、科学技術ももちろん高尚と言えば高尚です。ですから、そこで優劣をつけるような言い方というのは、少し違和感を覚えます。

松井座長：何かこれに関連してご意見、委員の方から。

西村委員：これは認識の問題だと思うのですが、一つは、経済産業局、道も、あらゆる行政、あるいは大学、いろいろなところでバイオ産業の育成というのは、これはもうほとんど一致しているわけです。北海道のようなグリーンバイオアイランドと言われている中で、バイオ産業というのをもっともっと発展させないと道民の生活等にもかかってくるということで、それは一致しているのですが、その中の一つとしての遺伝子組換え技術が有用なのかどうかと。言ってみれば遺伝子組換え技術というのは不利益をもたらすのではないかとと思われる方は、これを促進するのはマイナスだと考えるでしょうし、遺伝子組換え技術というのは将来有用な技術につながるということは、北海道の中で確かに消費者や生産者の一部には不安というものはあるかもしれないけれども、試験研究機関という一つの枠の中で持続的にそれは進めていかなければいけない問題だという考え方なのです。

ですから、私は今、そういった意味では、ここに道の方で提案されておりますような、将来的に有用な技術という、この可能性は十分出てくるということは、私自身もバイオの研究者の一人としてその辺は考えているものですから、そういった意味では、いろいろ注意をしながら、本当に注意をしながら、消費者や生産者の理解をできるだけ得ながら、これも資料の3の最後のところの実施条件の概要というところにも、周辺地域住民にもそういった地域説明会というのを経ることが書かれています。そういうものを経ながら促進していくということは、とても大事なことだと思います。

そういった意味で、このような内容を盛り込んでいただくというのは、私は正当な内容だと考えております。

松井座長：ありがとうございます。どなたかご意見。河道前委員。

河道前委員：遺伝子組換え技術は将来的に有用な技術となる可能性があるということは、消費者に受け入れられるということと切っても切れない関係があると思うのです。有用であるということは国民全体に有用である。消費者がそれを利用して、あるいは購入して、有用な利益を得るということですから、そこに消費者の理解を得るということも不可欠な部分があると思うのです。ですから、消費者から受け入れられなければ、有用といってもそれは無用になるかもしれませんし、やはりここで理解を得ながらということではなくて、消費者の理解を得て進めていただきたいと思います。

松井座長：はい、小砂委員。

小砂委員：遺伝子組換え技術を促進するといった意味の中には、やはり安全性試験というものを確

立していかなければならない。ただ、遺伝子組換え作物を作っていくということだけでなく、安全性試験も含まれた試験が行われていくわけです。消費者の皆さん方がこれは不安だ、問題があるといったものに対する対応ができるような、そういった試験も確立していかなければならない。

そういった面で、積極的な試験を遂行していくことについては、消費者側にとってもプラスになることですし、我々研究者側としてもそういったものをきちんと科学的に評価できるといった面においては、非常にプラスになるのではないかと考えます。

松井座長：どなたか関連のご意見ございますか。

ここに直接は書いていませんが、最後ぐらいに述べようかと思いましたが、私個人としまして、道の方に簡単なお願いというか、理解を得ながらという方策を、道としても、あるいは国に強く要望していくということをごどこにか入れられないかと思えます。あくまでも、私個人というよりも、科学者というのはある意味では中立であるという観点から申しますと、不安であるから避けたいという方がたくさんいらっしゃるの事実だと分かりますが、一方で、進めたい、あるいは今作ってみたいという、この考えも当然起きていきます。

どちらが多いとかどちらが正しいとかいうのではなくて、理解を深めるというのでしょうか、理解を得ながらというより、理解を深める方策をして、今作るのがいいのか、まだ数年後がいいのかということも含めて真剣に議論するような場が、道だけではなくて国としても、今まで少なかったのではないかと思います。

ですから、させない権利とさせる権利というか、共存をどう図っていくかということも含めて、これは来年から共存しますということではなくて、時期的なものも含めて深く議論するというのも、条例を作って終わりではなくて、そういう方策を道としてもご用意いただきたいと私は思います。そうすると理解を得ながらという文言がもう少し何か見えてくるのではないかと思います。と言いますのは、どのようにしたら理解を得たかということが、今度は問題になってきます。周辺に説明して、投票して8割の理解を得られたとか、あるいは半分だとか、そういうものとも違う気がいたしますので、理解を得る方策をもっとどんどん作っていくということをお考えいただきたいと思えます。

ご意見ございませんでしょうか、委員の方。はい、大熊委員。

大熊委員：先ほどから伺っていますと、遺伝子組換え技術というのは非常に有益であるということをご再三おっしゃっているのですが、やはり道民の中には、遺伝子組換えの作物は食べたくない、作ることにしても不安があるという気持ちは強くあります。こういった圧倒的多くの道民の思いは一体どこで受けとめてもらえるのでしょうか。

この検討会は、一般ほ場とは違って、研究機関での開放系のほ場での研究は認めていきましょと、その道は閉ざさないようにしましょと、そのための検討会であると私は認識しています。決してこの検討会は禁止をするかしないかということを検討するための検討会ではないと思えます。私もそのつもりで、研究機関ではどのように合意をとりながら研究を進めていくかということを検討するために委員として出ているつもりです。決して禁止というように、再三おっしゃられているようなことでは私は参加しておりません。

その中で、圧倒的多くの道民の人たちにとっては、一般ほ場であれ、研究機関の開放系のほ場であれ、やはり作られるということに対しては非常に不安と懸念を持っています。その道民の人たちの合意をとりながら、どこで折り合いをつけて研究を認めていくかということをごこの場で話し合っていくと私は理解していましたので、決してどんどん促進していくというような、そういう流れではないと思えます。慎重の上にも慎重に研究は続けていこうと、そのための話し合いの場だと思っていたのですが、少しずつ趣旨が違ってきているように私は感じています。

松井座長：下館委員。

下館委員：私は、このところについては、従来からガイドラインの趣旨はこういう趣旨であったということをご話をしてございましたので、このような考え方等については、私は十分理解できるところでございますけれども、いわゆる遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーというものは、産学官でとにかく推進していきましょ、こういう全道全体で基本認識というのがあるって、それらに対してそれぞれの役割の中で、一所懸命各機関が推進を図る、こういうことだと思えます。それで、このと

ころの促進という言葉でございますけれども、促進という言葉が入っているから何でもかんでもどんどん進めていくということではなくて、今まさに消費者の方々の大多数の方が不安を持っていらっしゃるということ自体が、やはりまだまだ啓発というところが、誰の役割かは別として、その辺が不十分なところがあるのではないかと。

そういうことも踏まえて、こういう問題に関しては、啓蒙・啓発も含めて、いろいろなところでそれぞれの機関がいろいろな役割で理解を深めるように努力していただく。ただ、この促進していくということ自体は、道としての基本的なスタンス、姿勢ということでございますので、こういう促進の中でこれから具体的にどのような手法でその不安を取り除いていくのか、今度はそれぞれの手段ということになってくるのではなからうかと思えます。

そういうことから、この基本的な姿勢そのものについては、一番最初の、先ほど座長からも話がございましたのですけれども、3月のガイドラインについても、基本的な考え方は、字句はどうなっていたかは別として、私は大きな差はなかったのではなからうかと判断しています。

松井座長：他にご意見いかがでしょうか。

最後くらいになりますけれども、意見を聴くという第三者評価委員会ですけれども、科学者からの観点と、それから消費者や生産者からの観点と別個に行うというのが今回提案されております。前は、これは一緒になってということで、その中で対立構造をとるような感じでしたが、別々にということでもあります。それと連動すると思いますが、この技術を進めるか進めないかというのは賛成者、あるいは反対派、あるいは科学者、あるいはそうでない者との対立構造的なものになり得るのではないかと心配をしております。

石塚委員から、まだまだその技術は確立されていないとおっしゃられましたが、私も少なからずそのような点はあるかと思えます。しかし、ならばこそ、試験をさせて、より完全なものに近づかせようと、そういう考えも出てきます。大きな問題は、そういった試験栽培において、交雑するかしないかということが一番の心配だと思えますが、それは試験栽培を行う前に専門家の意見を聴いて、本当にするかしないかというものを、あるいは消費者からの賛成、反対をひっくるめて最終的に知事が判断ということですので、この趣旨については、多少の文言の違いはあるかもしれませんが。

はい、どうぞ。

石塚委員：文言はそれほど問題ないのではないかというお話ですけれども、条例とかそういう明文化されたものに残る言葉というのは、その後ずっと影響がありますから、ここで一字一句が大事ではないかと思うのです。ここで促進していくという言葉が入ること自体は、私は、道の安全・安心条例の中で、遺伝子組換えの開放系での栽培を規制していこうという流れの中では、少し相応しくない言葉だろうと。せめて、厳重な管理体制のもとで行うとか、それでも私は少し不満ですけれども、その程度にさせていただくべきではないかと思えます。

それと、何人かの委員からバイオテクノロジーという議論がありましたけれども、今ここで議論をしているのはバイオテクノロジー全体の話ではなくて、遺伝子組換え作物の開放系での栽培についての試験研究です。ですから、その点に絞って議論をするべきだと思います。今、道民が不安を持っているのは、まさに開放系で遺伝子組換え作物を栽培しようとするときに起こる事態に対して非常な不安を持っているわけです。今、座長は確かに確立されていない部分もあるかもしれないとおっしゃいました。確立されていない部分もあるかもしれないものを開放系で栽培してしまうということについて非常に不安を持っているわけです。

今回、道の安全・安心条例ですから、安全はもちろん大事です。安全だけではなくて安心が大事だということを当初から道の基本的な姿勢として出しているわけです。安心を持たせるような施策を打っていかなくてはいけないわけです。こういう言葉を使うことで、本当に安心できるような環境が道民にとって整うのかというのは、非常に疑問があります。ですから、こういう文言は取っていただきたい。

松井座長：ご意見ございますか。

反対あるいは慎重という中では、促進という積極的な言葉は使って欲しくないというご意見がありました。中立的な考えを少し意識すると、理解を得ながらというのは、推進派から反対が出るのでは

ないかと私は思います。すなわち、理解の定義が非常に難しくなります。例えば、十分周知させながら、消費者や生産者に十分自分の研究の目的を周知して行うという文言の方が推進の立場だったらよりベターではないかという考えも成り立つと私自身は思います。理解を得ながら促進していく、これを周知をさせながら進めるとか、あるいは理解を得ながら行うというのもありますが、その辺、4回目ぐらいまでどうでしょうか。

菊地委員からまず。

菊地委員：ご意見を伺っていて一つ申し上げたいことがあるのですけれども、やはり趣旨の部分にバイオテクノロジーの推進、賛成、反対、こういうことをはっきりした形で盛り込むこと自体、この際、考えてみるべきではないかと思えます。異なる意見が存在する以上、こういう条件検討会、実施条件案の趣旨にそういう文言を盛り込むということは、適当ではないのではないかと。我々が検討しなければならないのは、道民の皆さんが納得できるような試験条件案といえますか検討案を作ることでありまして、それがいかなる趣旨のもとで行われるかということについては、こちらの方では余り強く書く必要はないのではないのか。事務的にこういう条件について定めます、そのことだけで私は十分ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

松井座長：前回受けた遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの技術は有用であるというのは、今回、復活させるということでは、よろしいですね。

菊地委員：一般的には有用ですけれども、有用でないものもあるかもしれないという点では、これは水かけ論になってしまいますので、ここは、試験研究上は必要な実験もありますので、やる場合はこういう条件に従って試験をしてくださいということだけで結構ではないかと、私は思います。

松井座長：ここは有用と断定はしていないのです。厳密に言えば、将来的に有用な技術となる可能性があるという、ある意味あいまいな言葉ですが、有用であるのではなく、可能性があるという。今の菊地委員の意見に近いと思えます。

松村委員：道に教えていただきたいのですが、食の安全・安心条例案が出て、その案が別なところでいろいろ検討されていくのだろうと思うのですけれども、この趣旨については、例えば、組換えは有用であるとか有用でないとか、その可能性はないとかというのは、条例の文言に一切残るようなものではないのではないかと私は考えています。

この趣旨は、あくまでもこの検討会を行う僅かなこの部屋の中での議論に対して、道はこう考えていますという趣旨の説明であって、条例全体に波及するものではないと受けとめていたのですけれども、少なくとも趣旨というのは条例に文言が載るようなものでは、あるいは組換えが有用である可能性があるとかないとかというのは、条例に入ってこないと思っていたのですけれども、その辺を教えていただければ助かります。

羽貝参事：今、菊地委員、それから松村委員からお話があった件につきまして、これは条例の中で具体的に取り組む施策の中の一つの位置づけで、今検討していますけれども、それぞれの取組の中で、一つ一つについて、例えばこの場合では、遺伝子組換え技術の有用性についての認識論を他の項目との並びの中で入れるかどうかについては今議論しておりまして、法制担当のところでも協議をしているのですけれども、基本的にはこういった認識論は条例の本文には入れないという方向で検討をしてございます。

ただ、我々としては、この検討会を進めるに当たっての考え方の整理ということで、作業ペーパーとして、今回のこの提示をしてございまして、前回の3月のガイドラインのように、そのままその案が取れた文書のスタイルで道内の皆さん方に通知されるということではなくて、今回の資料も含めまして、作業途中のペーパーで、それを具体的な条文にするというのは、また次回の資料になってまいりますけれども、その中で具体的には文言が整理されていくものとして事務的には検討を進めさせていただいています。

松井座長：よろしいでしょうか、そういう趣旨であります。

私自身は、趣旨の中に遺伝子組換え技術はとして、理解を得ながら交雑や混入が起こらない厳重な管理体制の下で行う、促進ではなくて行うという程度で、石塚委員のご意見を取り入れたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

松井座長：では、また何かありましたら、最後に振り返ってということで、二つ目に行きたいと思います。

道内で開発された遺伝子組換え作物に限定するという点に関しまして、2回目におきましてかなりの議論がありました。科学技術を研究する特殊性というのも正直ございます。名前を連ねるだけで共同研究とかいろいろなことがありまして、大分ご意見が出たということで、それに対しまして道としては、対応を次のように考えると。道内で開発された遺伝子組換え作物に限定するという点については、道内のバイオ産業の振興という点から提案したところではあると。道外で開発された遺伝子組換え作物を導入することによって、道内における組換え技術の高度化や研究開発の加速化が期待される。こういったことから、道内で開発された遺伝子組換え作物に限定するという点については、実施条件案に盛り込まない、そういう方向で検討したいということでありまして。

ご意見を頂戴したいと思います。はい、西村委員。

西村委員：研究者側から見ますと、道内だけに限定してしまいますと、新しい、本当に有用な作物の作出は限界が出てしまう。将来に向かってこういったバイオ産業、あるいは遺伝子組換え作物というのは非常に有用なものになっていくと研究者側は見ておるわけです。道外、あるいは国際といいますが、そういうところから持ち込まれる遺伝資源を用いて、あるいは既にもう諸外国、あるいは本州の方で遺伝子組換えされているものでも、北海道のようなこういった寒冷地域でどうなのかということも調べていくことも大変重要なことなのです。そういった意味では、限定しない方が私はいいと考えております。

松井座長：大熊委員。

大熊委員：質問なのですけれども、前回の委員会の中では、道内で開発された遺伝子組換え作物だけではなくて、実際に実験するグループについても議論になったと思っております。果たして道内企業、もしくは研究機関であるか、あるいは共同の場合にはどのくらいの割合の共同比率であるかということが非常に議論紛糾になった点であったと思っております。今回の場合は道内で開発された遺伝子組換え作物ということだけを取り上げられているのですが、実際の研究するグループ、研究組織については何もここには書かれていないのですが、それは前回どおり、道内の企業、もしくは研究機関、あるいは道内と道外の人たちの共同と理解してもいいのでしょうか。

松井座長：事務局からご説明ください。

羽貝参事：要するに、そういったあらかじめの条件を設けるわけではないということで、実際の研究の場面では、道内の研究機関がオリジナルで作ったものも当然入りますし、それから共同研究のスタイルもあるだろうし、独自のルートで共同以外のところで持ち込んで一定の条件の中に入って来るものも対象になっていくと考えております。

それともう一つ、対象はあくまで道内の試験研究機関が試験ほ場で実施するという、前回の資料の2番目のところは何ら変わってございません。

松井座長：下館委員。

下館委員：大熊委員が納得されたのかどうか、よく分かりませんが、私は、ここの項目につきましては、このように理解をさせていただいているところでございます。安全とか安心ということが一番重要なのは、開発されたところがどこなのかというよりも、それをどういう形で栽培をするのか、そういう条件がどうなのか、これがやはり一番大事なのではなからうか。開発されたところが道内なのか、それとも道外なのか、そういうことは余り関係ないと言ったら言い過ぎなのかもしれませんが、大きなウエイトは持たないのではなからうか。そういう観点で、道の方で今回、この実施条件案に盛り込まないという方向で整理されたのではなからうかと、私は理解してございます。

松井座長：河道前委員。

河道前委員：前回の案の2番目の適用範囲は変わらないということでしたけれども、道内に所在する試験研究機関等となっています。等の中はかなり広い、ほとんどの事業者等も含まれますから、かなり幅広くなると思うのですが、民間企業も入るのですか。

羽貝参事：この等の中には、民間のバイオの企業等も入ってまいります。

河道前委員：道内に所在する民間の事業所も含めてということになると、会社そのもの、研究機関等も含めて、機関そのものは道外でも対象になるのですか。

羽貝参事：違います。道内に所在する研究機関、あるいは民間企業。道内の企業が対象になります。

河道前委員：支所を含むとなっていますよね。本部が道内にあると考えていいのですか。支所も含めて。

羽貝参事：そうです。

河道前委員：わかりました。

松井座長：菊地委員どうぞ。

菊地委員：道内の研究機関が道内で試験栽培する場合も、これも含まれるのですか。

羽貝参事：書いてありますように、道内に所在する試験研究機関等が自前の研究ほ場で実施する場合ということです。

菊地委員：道外の研究機関が道内でやる場合は。

羽貝参事：対象外です。

松井座長：はい、大熊委員。

大熊委員：重ねて質問なのですが、こういう場合も考えられるということなののでしょうか。外国の企業が、北海道内に支所を設けて、その研究も道内でできる可能性もあるということなのですね。

羽貝参事：道外の企業が道内に試験ほ場を整備して実施するという場合については、この実施条件の適用範囲に入ってくるようになります。

大熊委員：入ってくるということは、受け入れるということなのですか。

羽貝参事：対象になるということです。例えば、外国の企業が道内に試験ほ場を整備し、あるいは研究スタッフを置いて、道内で屋外試験を実施するという場合については、この実施条件のルールが適用されてくるということです。

菊地委員：例えば、外国の企業が道内に研究所の支所を作らなくても、生産者に直接試験をしてもらうことも可能なわけですが、そういう場合は対象外ということですね。

羽貝参事：対象外です。それは、この資料のアスタリスクの2番にありますように、試験研究の用に供する目的で試験研究機関等が自ら所有するか、あるいは使用する権原を有し、使用貸借ですね、そういったほ場に限定されます。農家ほ場で実施するというのは対象になりません。

松井座長：石塚委員。

石塚委員：例えば、道内の一般農家が自分の管理するビニールハウス等で試験研究を行いたいということで、試験研究を目的に栽培する場合、それは一般ということで、別途条例の規制になるのですか。

羽貝参事：農家の方々は、試験研究機関、専ら研究の業務を行っている者と認められませんので、この実施条件の適用範囲外になると考えております。一般規制の方での適用になると考えております。

松井座長：試験機関が行う場合、いろいろな内容も含めて意味があるかどうか、あるいはどこがやるかどうか、農水省その他の国のマニュアルに沿って行いつつ、一方で、ここで新たに科学者が交雑等を判断し、他方で消費者、生産者の代表の方々がご意見を述べ、そして総合して、最後になりますけれども、知事が判断をするということです。私が言ったいろいろな懸念はこの辺でかなりクリーンにできるかと思えます。

大熊委員：前回の委員会の中では、道内の企業の開発したものという非常に狭い範囲のものから、共同開発であるなら道外のものもというようなところまで話が進んだと思いますが、今回の提案では、外国の企業のもので道内に研究機関を設けて実施するものについては可能であると謳われるということは、今回はこの後、許可制から届出制へと前回とは違う提案が出されていますから、かなり緩い条件になっているという印象を受けますので、私は承服しかねます。

松井座長：下館委員。

下館委員：この件につきましては、あくまでも開発されたところがどちらなのかということで、一番最初の時点では道内で開発されたシーズ、それが第2回目の時にもう少し広がって、共同研究という形の開発、道外の企業とか研究機関とかも入った形で開発されたシーズというように流れてきてい

たと思うのです。そもそもそういうことを入れたというのは、この文章によりますと、道の方では、道内のバイオ産業の振興という観点からそういう整理をしたと。要は、バイオ産業全体の振興ということからすれば、開発された場所というか、シーズのもとになるところ、機関というものを余り限定しなくてもいいのではなからうかということで、この開発された場所なり機関なりの枠を今回外しますという整理だと思うのです。

ですから、先ほどご心配されていた次のところと連動するというのではないと、私はそう思うのでございます。そちらの方はそちらの方で、またいろいろ議論すればいいのではなからうかと。この件に関しては、そういうことで、開発された場所、機関がどこなのかという、その制限をなくしたところだけだと思うのでございます。

松井座長：非常に難しい問題だと思います。前回のようにすると、いろいろな試験といえども、研究をやる場合には、制限がかなり加わりますし、また、それを取ると不安もあるということは十分理解できます。

下館委員：少し言葉が足りなかったので、もう一言追加させていただきます。

ここの主な意見のところにもございますけれども、道外で開発されたものが北海道に利益をもたらす可能性がないからとかあるとか、そういうことではなく、いいものはやはりいいのだと。研究すべきものは研究すべきなのだということで、そのエリアという概念を今回は盛り込まない。こういう趣旨だと理解して、この趣旨については、私はこのとおりでよろしいのではなからうかと思っていますところでございます。

松井座長：事務局の方に私から尋ねますけれども、北海道という私たちにとって大事な大地を、他の人たちに、1回か2回か調べてみようというトライアルの場に使われるのは、道民として残念であるというような観点から出てきたものだと思いますが、それに対して今の文言、そういう懸念をされている方がいらっしゃると私は判断しますが、十分それを除くことができればこういう文言でもお認めいただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

羽貝参事：要は、きちんと道内に試験ほ場を構えて試験研究をする体制を整えて入っていらっしゃる方々については、道内の研究機関と同等の位置付けで、ただし試験をするためにはこの実施条件、ルールのもとできちんとやってもらうという考え方で整理をさせてもらっているところです。

それから、前回の道内のバイオ産業の振興、そういった制約をつけることに云々ということについては、産業振興的な視点ですので、この条例にかかわらず、道内のバイオ産業の方々に対する支援というのは、この条例と別枠でも支援できますので、そういった形で考え方を整理をしたところであります。

松井座長：前回述べられたように、試験機関、具体的にいくつか前回述べてくださいましたけれども、そこと企業等というのは先ほどの説明ということですので、そういったところに対する適用であるということです。

河道前委員：考え過ぎであればいいのですけれども、今、農林水産省が国内で栽培を許可している作物というのは七十数種類あると思うのですけれども、花とかそういうものも含めて。そういうものが試験栽培の対象となるわけですよ、とりあえずは。

羽貝参事：多分そういったものは国からも承認をもらっていますから、改めて道内の研究機関の方が追試をするような場合というのは、余り想定されないのではないかと思いますけれども。

河道前委員：ただ、栽培を許可しないと、試験栽培といえども、ほ場ではできないのではないのですか。

多田主幹：第一種使用規程に承認されたものでないと隔離ほ場とはいえども栽培できません。おっしゃるとおりです。

河道前委員：そうなりますと、今の七十数種類というのは、非常に海外の遺伝子組換え作物が多いですよ。海外で海外の企業が営業のために開発して、既に日本でも販売されているものもありますけれども、国内でどういう試験栽培の形をとるかは別として、そういう今許可されているものが非常に海外で開発されたものが多いということを考えると、今回のような試験栽培の実施条件の適用範囲は、全てのものが網羅された方がよいという考え方がある反面、実施条件に合っていれば何でも栽培

して良いというようにも受け取れるのです。

その辺は懸念だけなのか、そういう可能性があるのであれば、もう少し慎重な形で実施条件全体を考えなければいけないと思います。今日はこの後まだ次の議題等ありますけれども、やはりかなり緩和されたという印象が強いです。そういう意味で、どの種子をどこでも、いろいろな形さえクリアすれば栽培できるということであれば、全体をもう少し考え直さなければいけないという感じを持ちました。

松井座長：そういった不安に対して、どなたかご意見述べられる人はいらっしゃるでしょうか。

西村委員：佐藤委員にお伺いしたいのですけれども、今現在、日本で実際行われている遺伝子組換え作物の試験で、これまでに問題を起こしたという事例は何かあるのですか、科学的な意味で。

佐藤委員：隔離ほ場、それから隔離ほ場試験が終わって、次に一般試験ほ場となりますが、そういう報告は聞いたことはありません。

松井座長：どうでしょう。菊地委員。

菊地委員：私は品種改良を長年やってきました。実際に品種が完成しても、ある特定の地域を対象にしてももちろん最初の品種開発をやるのですが、完成した段階で北海道に適用しますというような形で品種になるわけです。ただ、例えば、それが本州の山間地で適用性があるかということになると、向こうの方で試験させてくれというような、そういう例がございます。最初に開発しようとした対象の地域の適用から外れる場合も出てきておまして、特にこういった世界的な品種開発をやっておきますと、いろいろ外国の品種も入ってくる。そういった時に、まず品種はできているのだけれども、ある地域で適応性があるかないかは、やはり試験をするのです。我々の範疇ですとそれも試験栽培に入ってしまうのですけれども、外国の企業、種子会社がきちんと日本で許可を取って、北海道での適応性を見たい場合については、栽培試験なのか一般栽培なのか、どういう取扱いになりますか。

羽貝参事：先ほどの話と重なりますけれども、そういった会社が道内でやる場合についても、道内できちんと自前の試験ほ場を構えて、それから研究スタッフも構えて、前回の資料の実施条件の適用範囲に収まる条件を備えた上での試験栽培での扱いになります。

菊地委員：その試験というものも、いろいろなやり方がありまして、農家に預けて、秋に収穫があったかどうか、それを確認するだけでいいというぐらいの試験もあるわけですし、そうすると本格的な研究試験ほ場は要らないわけです。きちんとその作物を栽培できる技術があれば、分かってしまうのですけれども、こういう場合はどうなのでしょう。

羽貝参事：また先ほどと重なるのですけれども、前回の資料のアスタリスクの2番にありますように、その研究ほ場というのは、試験研究の用に供する目的で試験研究機関等が所有し、または使用する権原、使用貸借の権原を有し、自ら管理するほ場となってまいりますので、農家の畑を借りて農家の方に作業管理を依頼するという形については、試験栽培になりませんので、一般栽培でのルール、規制の対象になります。

松井座長：ご意見どうでしょうか。

前回のようにこの条件を盛り込むか、あるいは今回のように盛り込まないか、そういう二者択一になるのですけれども、それぞれに意見はあると思います。前回かなり意見がありましたので、今日ここで新たに議論するという事になったわけです。

非常に非科学的になりますけれども、私自身としては、科学者の心配をご理解いただいた上で紳士的に試験研究をしていただきたい。具体的なケースでどうのこうのというのは申しにくいかなとは思いますが、どちらでも百ゼロではありませんが、私個人としては、前回より今回の方が、試験研究をあくまでも行うという上でベターというか現実的である。前回のは、かなり失礼ですが、非現実的なこととなります。ベクターをどこで開発したなど、いろいろなことまで問題にすると、純道産的な技術はありませんし、共同研究だけで、名前を入れればいいのかというもので、しにくい面もあります。

大変不安な方がおられる。それは研究者も十分私は認識していると思います。第三者評価、科学者と別個にという提案が今回ありました。そこでどうかクリアできる問題かと私は思います。

はい、河道前委員。

河道前委員：先ほどの最初の趣旨のところでもありましたように、将来に有用な技術という言葉が何度も出てきたのですけれども、試験栽培というの、やはりその先に有用な栽培であるからするということが不可欠だと思うのです。ですから、そういう意味で、今栽培を許可されているのを見ると、消費者の立場から見てですが、必ずしもそうではないと思われるものがあるわけです。ですから、今ここにいらっしゃる研究者の方は、本当に将来国民のために道民のために有益な遺伝子組換えをということで研究に熱意を持っていらっしゃる方だと思うのですけれども、本当に有用かどうか、その辺の危惧、懸念があるようなものについてどうするかということフォローしておかないと、後々後悔することに、私自身は後悔することになるような気がしますので、その辺考慮していただきたいと思います。

松井座長：研究の目的その他は、次回もう一度内容を示されると思います。農水のもの、佐藤委員にお答え願いたいのですが、試験研究をやる前に、届出制であっても研究の目的を多分書くことになりますよね。そこで、私個人としては、最終的に知事がということであれば、知事の判断に委ねたいと思います。評価のところ、生産者、消費者のところでは十分議論されることになろうかと思えます。

羽貝参事：試験研究の有用性を評価するというのは、我々ではないと思うのです。それは、まず試験研究機関が、当然いろいろな消費者を含めた研究ニーズを集めて試験設計を組むもので、例えば、それが予算的な措置がされたものであれば、当然その予算の措置をする機関においてジャッジする仕組みになっているはずなのです。道がその試験研究の有用性があるかないかではなく、その試験のやり方について、道内の環境を使って実施する場合については、非常に消費者の方、あるいは生産者の方が心配しているから、そういった条件がきちんと確保されているかどうかということについての条件を検討するというのがこの議論の場だと思います。

松井座長：大熊委員。

大熊委員：先ほどからどうしても気になるので、再三で申しわけないのですが、外国の企業が道内で自前の研究施設を置いて研究することも可能であるというお答えでしたが、前回までのこういったことに関しては、北海道をただの研究の場としてだけ使われたくないという精神のもとからいろいろ提案が出されていたかと思うのですけれども、それが全くなくなってしまうということと、この後に絡んでくる、許可制であるか届出制であるかということにも関わりますが、こういったことが条例で決められた場合、北海道は、逆に条例で保証されているから、きちんとその緩い手続きさえ踏めば、堂々と試験栽培ができる場所となり、最初の高らかな精神とは全く逆の運用につながってしまうのではないかと懸念がどうしても残ります。

そこで、私はどうしてもここで躊躇してしまうのですけれども、これは、今ここで決めなければいけないのでしょうか。もう少しこの後の議題も含めて検討していただきたいのですが。

松井座長：道の方から。

東室長：大熊委員の疑問にお答えしたいのですけれども、前回お示した実施条件で合っているのです。外国の企業が北海道に試験研究機関を作って、そこで自前の遺伝子組換え作物を作って試験研究するということに対しては、前回の条件であってもそれは認めていたものなのです。違ってはいないのです。ただ今回は、例えば、道内にもともとある企業の方が外国で開発された遺伝子組換え作物について、北海道でその適応性を身近で見たい、あるいはさらにそれに何か乗せるためにそれを使いたいという場合は、これまでではできなかったわけです。前は駄目でした。今回はそういうものも使って良いのではないかと内容ですから、あくまでも前は人と場所と物について、全部道内でなければ駄目だということでしたけれども、今回は場所と人は道内にさえあれば、その作物については、どこで開発されても、厳重な管理の下で行われるという条件さえあれば、要するに消費者、生産者の懸念である混入・交雑の部分についてはクリアできるだろうと。ですから、その遺伝子組換え作物が必要か必要でないかとか、有用か有用でないかというのは、この実施条件検討会の趣旨からは外れているのではないかとこの見解です。

松井座長：ありがとうございます。

それに、北海道はむしろ緩やかなルールでというご心配でしたけれども、他の滋賀県、岩手県もそ

うでしょうけれども、そこではどうなっているか、佐藤委員、ご存じでしたら披露していただけますか。

佐藤委員：私が知っているのは滋賀県と岩手県の事例なのですけれども、この2県では、一般生産者が行おうとする栽培はガイドラインで規制していくことになっています。試験研究機関、これは民間企業も含めますけれども、これらについては、ガイドラインでは規制しない。農水の指針に従って試験研究を行っていただければそれで結構ですという仕組みを作りました。既にこれは実効を持っているはずで。

松井座長：今、都道府県である程度議論されている、問題になっているところでは、北海道はある意味では一番厳しいということでもあります。試験研究は一切何もしないというのが他の県であります。ですから、他より厳しいから良いだろうかというのは、北海道は北海道でという考えがもちろんありますけれども、他のところで、今のご心配は加味される仕組みになっているのではないかと私は思うのですが、それも含めて、また三つ目、四つ目全部終わったところでフィードバックしてということで議論することにしたいと思います。

3ページ目に行きたいと思います。許可制であります。前回、許可制とすることは、開放系の試験研究は原則禁止ということですね。カルタヘナ法で国が承認した作物について、道がその栽培試験を許可するという仕組みが本当に必要なのか。届出制では駄目なのかというようなご意見、それから、開放系での栽培試験について、道民の安心、信頼を得て実施していくためには、知事の許可は必要であるというような意見がいくつか出ました。

これに対して、その対応の考え方としまして、試験研究機関等が行う開放系での栽培試験については、適正な交雑・混入防止措置がとられることを前提に行われるものと基本的に考える。このため、消費者や生産者が遺伝子組換え作物の開放系での栽培に対する不安を持っていることから、届出のあった栽培試験計画について、交雑・混入防止措置が適切なものであるかどうか、専門家の意見を聴くとともに、消費者や生産者の意見も参考に、最終的に知事が必要と判断した場合、計画に対して指示や指導ができる仕組みとしてはいかがでしょうかということでもあります。すなわち、許可制から届出制ということかと思いますが。

はい、石塚委員。

石塚委員：私はとても疑問に思うのですけれども、前回の第2回の検討会の中の議論では、知事の許可制については、様々な意見が出たのですけれども、大方としてはそれほど強い反対がなく、結論というわけでもないのですが、許可制が良いのではないかという流れだったと思います。

ここの主な意見のところに出ている意見というのは確かに出た意見ですけれども、一つ目の意見も出ました。それから、二つ目のカルタヘナ法の絡みでこういう意見も出ましたけれども、これは1人の方がそういうことをおっしゃっていましたが、これが全体の総意であったという認識は、議事録を読み返してみてもそうはとれない。それなのに、唐突に許可制が届出制になっているというのは腑に落ちないです。これは前回の検討会の議論を全く無視している形ではないかと思います。

松井座長：はい、西村委員。

西村委員：届出制については、前回私は言うておりませんでしたけれども、これは、国が定めているカルタヘナ法で認めている作物であれば、言うてみれば、それは届出というのは当然と考えたから特に言わなかったのです。ですから、前回の第2回目の議事録の意見の中には、私自身は言うていないけれども、それは届出制で十分ですと私は考えているわけです。

これは下館委員が言いましたので、下館委員に聞いてみてはどうでしょうか。

松井座長：下館委員。

下館委員：この意見は私がお話をさせていただきました。

前回もそういう形でお話ししたとおりでございまして、石塚委員から唐突というお話があったのでございますけれども、私はこれは至極ごもっともなお話と言えるのではなからうかと思えます。

前回にもお話をさせていただいたのですけれども、消費者の方々が安全・安心というところに対しての不安ということだろうと思えます。それは何なのかと言うと、ここにありましており、交雑や混入が心配なのです。こういうことで多分ご心配もされているのではなからうかと。そのところがき

ちんとクリアされるのであれば、そしてなおかつ、それらに対して行政サイドの方からいろいろな形での指導によって、より安心なり安全なりが担保できるような形での対応ができれば、それで十分なのではなからうかと思えます。

そして、その上で、この法律の仕組みとして、一方で、国の方ではカルタヘナという法律があって、そこで承認したという前提の中で、なおかつ知事の許可というような法律行為、許可というのは多分法律行為にならうかと思うのでございます。そういう行政行為そのものを求めるということ自体がやはり問題になるのではなからうか。実質的に何を担保しなければならないのかという点では、私は十分にできているのではなからうかと思えます。

このようなことから、道の事務局の方では、少数意見かどうかは別として、このような意見を整理されて、こういう形の考え方でいかがかとなったのではなからうかと、私はそう判断してございます。

松井座長：西埜委員。

西埜委員：私も同じような考えだったのですが、一番問題は、交雑や混入が起こらない、これが一番だと思います。絶対起きない、起こさないということであって、届出制なのか許可制なのかについて、問わないわけではないですけども、やはり一番はそのところをどうするかという部分ではないかと思えます。もう一つ中身的にはもっと検討しなければならないと思っておりますけれども、やはりそこが一番だと思っております。

それから、丸の二つ目の、専門家の意見を聴くとともに、消費者や生産者の意見を参考にとありますが、参考にというとでなく、言葉尻ですが、この辺は少し整理してもらった方がいいかと思えます。よろしく願います。

松井座長：これはもう少し意見を強く反映させるような。

西埜委員：参考にではなく、きちんと聴くということをお願いします。

松井座長：河道前委員。

河道前委員：昨年、北農研センターで遺伝子組換えイネの栽培が行われたのですが、そのときに、説明会が行われた段階の案と、説明会がもう一回持たれて、2回目の説明会の時に出された案とがかなり変わってきたのです。というのは、栽培する面積ですとか周りの隔離幅ですとか、防護さくを設けるとか、ネットを使うとか、監視体制、モニターを設置するとか、対応の考え方の1番のところ、試験研究機関等が行う開放系の栽培試験については、適正な交雑・混入防止措置をとられることを前提に行われるものと考えているということですが、昨年の例を見ても、消費者、生産者その他、皆で意見を交換する中で、かなり防止策の強化が図られたという実際があると思うのです。ですから、先ほどの話の中で、実施条件の適用範囲が非常に無制限といえますか、広がったことを含めると、きちんと専門家の意見を聴いて、あと消費者、生産者の意見もきちんと聴いて、最終的に知事が判断した場合に指示や指導ができるという仕組みではなくて、知事が試験栽培を許可するという形、第2回の検討会のときの方式なのですが、それが一番、消費者にとっては安心な制度だと思います。

松井座長：許可制となると、ここにも書いてありますように、原則禁止というのが前提にあるわけですが、研究機関に対して原則禁止ということは道の条例でできるのでしょうか。法制的に。

多田主幹：対応の考え方の丸三つ目があるとすれば、そういう解釈が一つあるということで私どもの法制の方からも指摘されております。余り難しく言うつもりはないのですが、試験研究というのは、学問の自由というものにぶら下がっておりまして、それを一般禁止というようなこと、そして、その特殊な条件、ある一定の条件を満たしたものについて、許可するという考え方は馴染まないのではないのかというようなことも併せて、今回トータルでこのように対応の考え方を整理したところです。

松井座長：前回のことにに関して、私自身は強くは意見を言いませんでしたが、試験研究に対して禁止に近い状況というものは、問題が残ると私も感じておりました。そういう中で、科学者に我慢させるぎりぎりかと前回判断しましたが、法制的にはこのぎりぎりも超えている状況であると考えることがバックにあると私は判断いたします。

したがって、私の判断が正しいとすれば、そういう中でかなり科学者に対する厳しい状況を突きつ

けているかとは思いますが、いろいろ議論、ご意見があると思います。

石塚委員どうぞ。

石塚委員：学問の自由というのはもちろんあるというのは分かっているのですが、何でもかんでも学問、研究なら自由かという、そういうことはなくて、公共の福祉に反する恐れがあるものについては、当然規制なり、慎重に行うというのは、これは当たり前です。公共の福祉というか、環境に与える影響とか健康に与える影響ですとか、そういうものが強く懸念される今回の遺伝子組換え作物の開放系での栽培であるから、一般論としての学問の自由ということではなくて、かなり厳しくしてもらいたいというのが多くの人の気持ちだと思うのです。

ですから、ここはやはり前回の議論を、別にこの検討会は多数決で決める場ではないでしょうけれども、多数決と言えば、多くの意見は許可制で良いのではないかという、大体そのような意見が多かったわけですから、今回事務局がこういう届出制という形にまとめられた経緯というのに私はすごく不信感を持っていて、その辺は一体どのような経緯でこのようになっていったのかというのを少し詳しく聞かせてもらえればと思います。

それともう一つ、私も西埜委員の意見に賛成で、消費者や生産者の意見を参考にという書き方、これは上の専門家の意見を聴くというとは並列に並べられていなくて、少しランクが下に位置されているような印象を受けますので、並列に、両方重要であるという書き方に直していただきたい。少し次の議題に絡みますけれども、4ページでは、のところで、科学的な見地から栽培試験計画の交雑・混入の防止措置について評価する委員会、は栽培試験計画について消費者や生産者の意見を聴くための委員会と、ここでも消費者や生産者の方の部分がすごく弱く書かれていて、本来、今回の条例は消費者の安心を求めていると、消費者の安全・安心、あと生産者の安心・安全、ここがまず第一義的にあつたはずで。

ですから、専門家のご意見はもちろん大事ですが、消費者や生産者の意見というのは、これまでも、今までの様々な施策と比べて、今回のこの件については特に重要であるということで認識していたはずなのです。ですから、この書き方は少し直していただきたいと思います。

それと、先ほどの経緯について、私は、下館委員の意見はもちろん前回もよく理解していますし、今回もおっしゃっていることはよく分かるのですけれども、それは下館委員の意見であって、この検討会全体の意見ではなかったと思うのです。ですから、その辺がどのような経緯でこういう対応の考え方になったのか、教えていただければと思います。

西村委員：これは1人ずつ意見を聞いた方がいいと思います。1人だけの意見だと言われると誤解がありますので。それは当たり前だと思って黙っている人がいらっしゃるはずで。1人ずつ聞いてみてはどうでしょうか。

羽貝参事：今回の提案に至る経緯なのですけれども、私たちとしては、屋外で行われる試験が、懸念をされている交雑、あるいは混入の防止をどういった仕組みで担保できるのか、仕組みとして担保できるのかということを中心に検討してまいりました。その中で、科学者あるいは生産者、消費者の方々が、そういったことについての意見表明できる場というものを設けて、最後に知事に判断を委ねる、そういう仕組みが必要だろうということで、特に許可制、届出制というものを制度的に詳しく、ぎりぎりに詰めて提案したという段階ではなかったわけです。

その後、これが条例案件になってくるということで、そういった仕組みを検討していく中で、今この許可制のご議論がありますけれども、許可制ということの原則的な考え方というのは、原則そのものを禁止する立場での制度立案、制度設計になっているところが実はございますので、そういった観点からいくと、今委員長がおっしゃったような、試験研究について一律まず全面禁止をするのかと、そうでなければ仕組みで担保できないのかという法的な検討もございましたので、我々としては、そういった試験研究機関が実施する内容を鵜呑みにするのではなくて、科学者、あるいは生産者、消費者の方々の意見を聴いた上で、知事が必要なものを判断する仕組みを残しながら、届出制においても一定の消費者、生産者の方々のそういった屋外での試験についての安心感を確保できようと考えております。それから、今回考え方しか示しておりませんが、引き続き、当然試験研究機関の方々については、周囲の地域の方々に対する説明会も十分していただいて、消費者、生産者の方々

の理解を得る説明責任といったものは制度の仕組みの中に当然残していきたいと考えております。

松井座長：以上が前回の許可制から届出制への変化の経緯ということでした。

大熊委員。

大熊委員：私は、問題が二つあると思います。

一つは、この検討委員会の中で議論されたことが一体何であったのかということなのです。先ほど西村委員の方から、自分は意見は言わなかったけれども、心の中で思っていたというご意見が出されました。しかし、ここは議論の場ですし、お互いに意見を出し合って、議論をぶつけ合ってどうしていくかということ話し合う場だと思っています。

前は確かに下館委員が非常に許可制ということにこだわって、再三ご意見を述べていらっしゃいました。それ以外の方たちに関しては、取り立てて許可制に対して意見を言う人はいなかったと、議事録を何度読み返してもそのように載っています。むしろ評価委員会の内容について議論が紛糾しました。人員構成ですとか人数であるとか、そういったところで議論が紛糾したと、議事録を読みまして再度確認したのですが、この場で議論をして、それを踏まえて次回、つまり2回目の検討会で議論したことを踏まえて3回目の提案があると私は思っていました。

また、2回目の委員会が終わった後の新聞等、各社マスコミの報道を見ましても、やはり許可制に関しては推進派、反対派、双方から反対の意見は出なかったという論調で書かれていたと思います。私はそれが会議の結論であると思っていたのですが、3回目の資料をいただいて見たら、この2回目と3回目の間に一体何があったのかと思うような内容になっておりました。一体この場で議論することとは何の意味を持つのか。心の中で思っていたから、それを反映させた3回目であるというのは、それでは会議を設ける意味がないのではと私は思います。

それともう一点なのですが、許可制は原則禁止であるとおっしゃいましたが、では許可制で上がってきたものがすべて不許可になるのかということ、決してそうではないと思います。条件を満たしたものはやはり許可をしていくと、そういう道がきちんと開けているものと思っています。

しかも、今回は前回とは違い届出制になっており、しかも、前回話し合った評価委員会の内容が研究者が評価する、そして消費者や生産者などの意見を聴くための委員会という2部構成になっています。こういった他の条件が変わった中での届出制を認めるか認めないかということですので、私は随分後退したという印象を受けます。非常に大きなこの二つの問題を少し皆さんで議論していただきたいと思います。

松井座長：佐藤委員。

佐藤委員：私は黙っていたわけではなく、原則禁止ですねということで道庁の方に何度も確認をとりました。その質問の裏には、禁止するということは憲法に違反するぐらいの意味があるのではないかという意味があって、それを確認しました。道庁の方が禁止ですと言われたときに、これは法令のセクションとのすり合わせというのはまだできていないのではないかとそのときは感じました。第3回、つまり今日までにそのすり合わせはされた上で、次の案を提案されるのではないかと感じておりました。決して黙っていたのではなく、そのところを浮き上がらせる質問をしたわけです。

松井座長：ありがとうございます。

先ほども申しましたように、私自身も、2回目終わったところでいわゆる法律学者に相談いたしました。まず、そういう条例をつくると道は間違いであろうと、その先生の判断でございます。要するに法律違反ということでもあります。

ただ、私は、今回はその辺を道として、よくよくさらに検討されて、後から問題のないものを最終的に今回提案されたと考えております。前回までですと、より一層厳しいと、既に今日が3回目、このように議論しているわけですし、趣旨に沿った条例ができると私は判断いたします。したがって、研究者からは前回より軽いというようなことで反対の方々が心配したようなことは生じないと私は信じております。これはあくまでも信じるか信じないかということで、科学の言葉ではないかもしれませんが。

松村委員。

松村委員：許可と届出、正直言って私自身も別な観点から届出制に変わっていることに関して驚い

たのですけれども、前回、許可制というのは、許可の不許可というのは問題、文言に限るというだけではなくて、まず道の考え方を一つ知りたかった。原則禁止である。許可というのは、原則禁止のものを一部例外的に許可するというのが許可制度だと思のです。ですから、道は組換えに対しては原則禁止である。ただし、試験研究機関のある一定条件をクリアしたものに関しては許可を出す。当然、許可を出すわけですから、その一定条件を破ったり、許可を認めないで実施した場合は、ペナルティー、罰則が当然ついてくるわけです。その罰則は、前回ですと紙面の公表とか、それが実際に罰則となるのかどうかよく分からないのですけれども、一応提示してありました。ただ、他の自治体と道が違っていたのは、許可制にすることによって、一旦、知事が許可を出したものに限っては道が責任をとりますと明言したのです。私はそこを正したのです。

他の自治体は全く違うのです。農水省の場合は、農水省が責任をとりますと一言も言っていません。あくまでも事業実施者がやるわけです。ところが、許可制にする限りは、事業者でなくて全て道が責任をとるのです。でしたら許可制も面白いということは正直認めているところです。

実施者としましては、実際にそれが届出であろうが許可であろうが、やった後のこと、あるいはやっている時も大変だろうというのが実際に分かるものですから、それを道が責任を取るわけですから、これはすごいと正直言って私は前回の委員会で思っていました。

今回は届出制になってしまった。届出制と許可制の違いは何か正直言って分かっていないのですけれども、届出制だと、届けさえすれば何でもいいということではないはず。多分、届出制に対して罰則がなければ、例えば届けを出さなかったらどうするのか、あるいは、届出をして意見を聴いた後、知事から計画に対して指示や指導ができる仕組みとしたとしても、それに従わなかった場合にどうするのかという問題が出てくると思うのです。届出制になったときは、当然事業者が責任をとる形になるのではないかと。道は届けを受けただけだから責任はないという態度に変わるのではないかと。正直言って、確かに前回までの検討委員会に話していたことが随分ここで変わってきてしまいました。全体がずれてはいるのですけれども、先ほどの委員の皆さんが言っているような、許可制に対して認める認めないは、評価委員のあり方、例えば交雑・混入の科学的なものだけで決めるという一つの委員会でもあったし、それが届出制に変わることによって、当然こちら側の受け止め方としても、私の受け止め方としても、いろいろなことが委員としていろいろな個人の考えがあったかと思うのです。罰則はあるのですか、ないのですか。罰則がある場合、許可よりも厳しいのではないかと。道の責任の取り方はどうするのですか。罰則のあり方によっては、いくらでも設けられると思うのです。その辺が全く切り離されて出てきたという感じを資料から受けとめていました。

松井座長：ありがとうございます。

もう一つの評価委員会が次にありまして、それから、その後も少しトータルとして議論するということを頭の中で考えております。この3ページの許可制につきましては、いろいろご意見はあると思いますが、あくまでも私の判断で、慎重派、あるいは反対と考えられている人に対して現実的に一番意に沿った現実対応と私は判断いたしますので、前回とは少し違う観点から大きな問題になると思いますので、ここでは、まず良いかもしれないということで4ページに移らせてください。4ページの中で、戻ってこの3ページも含めて議論していただければと思います。

4ページは評価委員会についてであります。前回出ました主な意見5つほど簡単に言いますと、栽培試験の可否の判断を評価委員会に任せる、これを一任するということがどうなのかと。それから、評価委員会のメンバー構成で栽培試験の可否が決まってしまうような印象があると。それから、2分の1の出席、その中でまた2分の1の賛成ならばいいのかという議論も出ました。最初から反対意見を述べる消費者、反対者を評価委員会のメンバーにすると、栽培試験ができなくなることが心配される。逆に、そういう人が少ないと全部何でも賛成されるというような意見もあったと思います。交雑や混入の防止について評価ができる人を委員とすべきと。

これに対しまして、次の二つのような対応を道としては用意してくれました。一つは、現在検討している遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会（仮称）ですが、これを二つに分けると。一つは、科学的な見地から栽培試験計画の交雑・混入の防止措置について評価する委員会、もう一つは、栽培試験計画について消費者や生産者などの意見を聴くための委員会、この二つに分けてはどうかとして、最

終的には知事がそれぞれの委員会の意見を聴いて判断する仕組みにしたい、これが前回は、15名以内においてということで提案の、 が一緒になっていたものであります。これについてまずご議論ください。

下館委員。

下館委員：先ほどの許可制のところ、並列なのか、それとも差がついているのかという議論もあったのでございますけれども、私はこの と については、このように判断をしているところでございます。

要は、 の方は、先ほどの許可制のところからしますと、ここところは専門家の意見というところになるかと思うのでございますけれども、この専門家の意見は科学的な見地から、いわゆる安全という面でのチェック、検討、意見、こういうところがこの になるのではなからうかと思えます。それから、 の方の消費者や生産者、こちらの方はどちらかと言えば、安心という観点からのご意見といえますか、要はそれぞれの委員会のミッション、役割というものは違っているのではなからうかと判断をいたします。そういう点で、先ほどの許可制のところ、専門家の意見を聴くと。これは科学的な見地からそれぞれの具体的な栽培の条件等についてチェックをしていただく。これは、知事は当然それらについては聴くということになるかと思えます。

それからもう一つは、安心という観点からの意見というものを、知事はこれらについても意見を聴くと、そして最終的にそれらを総合的に判断して行政指導や指示だとかという形になるのではなからうか。そういう点でのこの二つの委員会のそれぞれの役割というものの違いというのが、私はあるのではなからうかと判断しているところでございます。

松井座長：ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。河道前委員。

河道前委員：今年の2月に農林水産省が独立行政法人関係の試験研究のガイドラインを出しました。あの内容を見たときに、その会議に出されたいろいろな検討資料等を見ましたときに、何キロでも花粉が飛ぶような、そういう資料があるにもかかわらず、交雑防止策として、実際できたガイドラインというのは600m離せばいいとか、例えば距離だけでいえばなのですけども。

ですから、それが科学的な見地から作り上げられたガイドラインなのか、非常に疑問を持つのです。今回の の科学的な見地から評価する専門家の委員会と、 は、安心を検討する消費者、生産者の委員会という、消費者は科学的に本当に評価されているのか大きな疑問を持っているのですけれども、ですから、2つの委員会を作るにしても同等に考えていただければいいのですが、先ほどもお話ししましたように、昨年の北農研センターの試験栽培を見ても、かなり消費者、生産者との話し合いの中で条件が変化したのです。そういうのを見ていますので、 の委員会に評価を全て任せるというのに非常に不安があります。

あともう一つ、この二つ目の丸の、最終的に知事がそれぞれの委員会の意見を聴いて判断をしますけれども、これは、3ページを見ますと、知事が必要とした場合だけ指示、指導ができるということですよ。ですから、必要としない場合は何もないと、そういう受けとめ方でいいのですね。

松井座長：事務局、そうですね。

羽貝参事：はい。

松井座長：西埜委員。

西埜委員：個人的にも並列がいいかどうか少し迷っているのですが、 の委員会はあくまで交雑・混入の防止の部分で科学的見地からと。 の方については消費者、生産者が総合的に判断するという事で、全体の計画についていろいろ検討すると。 の部分がどのようになっているのか、今同じような意見かと思えますけれども、 の専門家の委員の意見がどのようになっているのかというのを判断しながらでない、はい分かりましたとは言えないのではないかと。並列が良いのかどうか分かりませんが、その辺はその意見を聴きながら判断すると、 の中に専門家を入れても良いと思います。

松井座長：他に、まずご意見を聞きます。

まず大熊委員の方から。

大熊委員：私も西埜委員の意見に賛成なのですが、並列の場合と考えても、この文章ですと、科学的な見地から栽培試験計画の交雑・混入の防止措置について評価する委員会になっています。2番目

が、栽培試験計画について消費者や生産者などの意見を聴くための委員会。意見を聴くための委員会で、評価する委員会にはなっていません。並列であるというならば、両方とも評価する委員会という文章にすべきだと思います。

それと、根本的に二つに分けるのはよろしくないのではと私は思うのですが、どの科学的見地かということが私も一番気になっています。この文言を見る限り、専門的な人たちと消費者や生産者などの一般と分けられているように思いますので、の科学的な見地の人たちは、ご専門の方ばかりが集まった委員会であろうということは想像できます。こういった科学的な見地から大丈夫と、これは妥当であると判断するのかというのが非常に気になります。その科学的な見地で果たして大丈夫なのかと。本当に安心できるものであるのかとか、そうではない科学的見地もあるのではないかと。そういった消費者や生産者などの意見を織り交ぜて議論を重ねた上で、果たしてこれは妥当な計画であるかどうかということが判断できると思います。

二つに分けたことで何か前進的な意見になるのでしょうか。むしろ一つにして、双方の意見を闘わせて、そして結論を導き出すという、当初の、最初の評価委員会の方が良いのではと私は思います。

松井座長：事務局から聞きますけど、私個人から言いますと、前回のように、一本で決めるような場合、だれが座長になるのかと引き受ける人は誰もいないだろうと、もちろん私を含めて。そういう意味で今回二つに分けたというのがある意味では、賢明な方法かと思います。

今の時点において、科学的な議論と、もう一つの先ほどから出ている安心という心の議論は、何回かこういった委員会をやった時も、そう簡単には結論は出ないと私自身は思います。

したがって、私自身は、今回この二つに分けたのはよりベターである。ただ、二つを埋めるような何か方策をこういった委員会というのと別途、道で、常に年に何回か、あるいは月1かもしませんが、用意していただきたい。科学と社会のこの問題をどのように埋めていくかというのがない限り非常に難しい。一つにしても難しい。知事はそういったものを超越して判断するのであると私は考えております。ただ、知事にはどちらを重視しますかと、どのような観点から決めますかというのを聞いたとするならば、なかなかお答えを出しづらいだろうとは思いますが。

道の事務局の方から、二つにするメリット等、大熊委員からの質問にお答え願います。

羽貝参事：私どもとしては、当初、大熊委員が言っているように、関係者が集まって、そこで意見をまとめてもらったかどうかというのが前回提案の考え方でしたけれども、実際に前回、そういった案について、どうしても現状、生産者、消費者は慎重、反対する立場の考え方ですし、研究者がそれに入ってくれば推進する立場で、いわば委員会は利害調整の場としかなかなか皆さん考えてもらえない。まして、知事が意見を聴くのはその一つの意見だけだとすれば、なおさらそういった観点で、こういった人間が座長を務めて、こういった立場だとか団体の人が入ってくるかというだけで、そこだけが勝負になってしまうということがあるのです。

我々としては、いろいろな意見を知事が聴いて最終的に知事が判断するという仕組みを考えておりましたので、そういった観点からすると、そういった誤解を解くためには、専門家の意見は専門家の意見としてお聴きするし、懸念をしている消費者、生産者の方からもまた栽培計画についてもご意見を聴いて、最終的に知事として必要な判断を、指示をすとか、そういった判断をする仕組みでもそういった消費者に対する交雑・混入への安心感を与えるような仕組みにできるのではないのかなということで、今回いわゆるセパレートの形の仕組みを考えてみたという経緯です。

松井座長：あくまでも試験栽培であるということと、不安の一番は交雑・混入であると。交雑・混入は科学者に厳しく見てもらうということで、一般栽培とは違いますから、一番不安なところは全ての上でクリアしているかと思えます。ただ、現実的にたくさんの不安な人がいるという、そのところを、科学者の良心に基づいて、いろいろなところにもどのようにいれていくかと、これを別途この溝を埋める方策のところでは誰がどのようにしていくかというところがよろしいかと。

下館委員。

下館委員：関連して事務局にお聞きいたします。

前回の資料4のフローチャートの中で、この評価委員会に対して諮問、答申という形の整理がされています。当然今回は許可制から届出制という形のスキームが変わってございますので、この諮問、

答申という行政手続きというのはなくなるのだらうと判断しているわけですが、今回の二つの委員会というのは、あくまでも意見を知事が聴くと、こうすることで、諮問、答申という手続はとらないと理解してよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

多田主幹：いずれも知事が条例に基づいて設置する第三者機関、いわゆる知事の附属機関となります。それで、知事はそのことについて意見を聴く、意見を求めて意見をいただくということになると、一般的には諮問と答申という言葉になるのではないかとはいいます。どういう言葉がいいのかというのは、こういう仕組み、方向性が良いということになれば、それは改めて検討したいと思います。

松井座長：石塚委員どうぞ。

石塚委員：この委員会を一つが良いか、二つに分けた方が良いか、どちらが良いかというのは、にわかには判断しがたいのですが、前回の検討会では一つの評価委員会というお話だったので、そのつもりでいたのですが、この件については、他の項目と同じですけれども、何か唐突に出ているような印象があって、その辺は不満なのですけれども、ただ、二つに分ける意味というのでも確かにあるとは思いますが。その場合、先ほど私が並列に扱ってほしいと言ったのは、別に議論の順序は同時ではなくていいのですけれども、重要性というか位置づけは、同等、同格にしないとまずいと思うのです。

それで、西埜委員が先ほど触れられましたけれども、消費者、生産者が例えばその件について考える場合、その資料として、 で出た意見を吟味しながら考えるということも、当然必要だろうと思うのです。ですから、例えば と の間に時間差を設けて、 の議論を受けて で議論されるとか、もしくはその後もう一回またそれを に戻して議論されるとか、何か と の間での対話がないと、分けてしまって全く別個に、知事だけが両方聴くということで、他それぞれの委員がただ別個に議論されているというのでは不完全ではないかと。やはりお互いの相互の情報の交換、 と の間での情報交換というものが無いと十分な議論ができないという感じを持っています。

それと、 の評価委員会の方、科学者の構成ですけれども、これは先ほど事務局の方で、科学者は推進、生産者は、消費者は反対というステレオタイプ的な意見だと思ってしまうのですけれども、私は必ずしもそうではないと思うのです。科学者の中にも慎重なやり方だと考える方もいらっしゃいますでしょうし、個々の案件について、例えば、この件については少しまずいのではないかとか、この件は良いのではないかとか、それぞれ案件について科学者の立場も違うかもしれないですから、やはり多様な研究の多様な意見を持った科学者の構成にする必要もあるし、 についても、消費者や生産者も必ずしも皆が同じ意見というわけではないので、やはりここも多様な構成が必要だろうと思います。

それと、 の科学者の中には、遺伝子組換えの研究開発している人だけで構成してしまえば、やはり結論が最初から決まっているというようなものもありますので、例えば違う分野の、社会科学の専門家ですとか、生命倫理の専門家ですとか、その辺も入っての議論であればより良いものになっていくのではないかなと思います。

松井座長：ありがとうございます。その前に、並列ということについて、事務局から次回のフローチャートのところできちんと位置付けは出てきますよね。

下館委員。

下館委員：先ほどの諮問と答申という形なのでございますけれども、両委員会とも同じ形での諮問、答申ということになりますと、これは技術的に違った答えが出たときに、知事はどういうご判断をされるのかということに多分なるだろうと思うのです。ですから、そういう点では、私は、ここは諮問、答申という形ではなくて、案件ごとにそれぞれの委員会から科学的見地なり、それから不安というか安心というサイドからのご意見というものをそれぞれからいただいて、ですから、こここのところその計画が良いとか悪いとかではなくて、条件そのものがどんな条件がよりベターなのか、どうすれば良いのか、そういうことをご議論いただいて、それを最終的に知事が判断をして、そして結論を出すという、まさにここに書いてあるとおりの仕組みになるのではなからうかと私は思っております。

松井座長：河道前委員。

河道前委員：趣旨のところの議論から考えているのですけれども、消費者、生産者と、研究者という相反する立場のような、賛成する側と反対側という立場にいるし、どこから見てもそう見えるし、私たちも研究している方にいろいろ疑問もあるし、問い正したいこともたくさんあるのですけれども、

遺伝子組換え作物については、消費者も生産者も、また研究者も事業者も、どこかで一致する方向に向かっていかなければいけないと思うのです。

ですから、今回の実施条件の検討会で初めて研究者の方のいろいろな意見を聞いている中で、かなり私自身として少し分かってきた部分もありますし、二つに分けてしまうということは好ましくないのではないかと思いました。反対していても賛成していても、それぞれ意見を出し合って、多少でも歩み寄れるところは歩み寄ることが必要だと思うのです。そうしなければ、いつまでも消費者の不安は解消されないし、研究者もいつまでも後ろめたい気持ちで、消費者の不安を後ろに背負いながら研究しているという立場になってしまうわけですから。

ですから、対立はあっても、そこを多少緩和していくためにも、歩み寄りを深めるためにも、二つ別個にするよりは、一つの方が良いような気がします。

松井座長：ご意見ございますか。

松村委員どうぞ。

松村委員：今の河道前委員のご意見に賛同します。二つ一つという問題は別として、趣旨に賛同するところです。ただ、現実問題として、自分なりに道の考え方はこうなのではないかと整理したところで言うと、前は許可制で、それで許認可を評価する委員会があって、その審議内容は科学的根拠に基づいた交雑・混入防止に限るという形になっている。しかも、我々実施者に大事なことは、一応、申請、あるいは許可の申請書を出してから、その答申が返ってくるまでの日数がある程度決められていた。何日程度と、確定はしなかったですけど、4カ月くらいだというお答えをいただいていたかと思えます。

それが、今回届出制に変わったとすると、このフローチャートも全然変わって、答申の後の可否の決定ということも、届出制ですから変わってくるわけです。許可制だと、許認可を評価するための評価委員会というのは、非常に重みがある委員会であったかと思うのです。

今回届出制に変わったことで、評価委員会の評価の方法、あるいはその答申が知事に行ったとしても、どういう扱われ方になるのか、重みが分からなくなった。

逆に、二つの委員会を作ったということは、前は許認可ですから、科学的技術だけの話であって、安心というところまでは出ていなかったけれども、二つ目の委員会を作ることによって、その安心もある程度評価、評価という言い方が分からないですけれども、意見の反映みたいところは、届出制になったが故に出てきたのではないかと思うのです。

ただ、委員会が二つになれば、当然日数はさらに延びると。そうすると、道が前回言っていたように、今回は届出を出してから知事の判断が終わるまで大体どのぐらいの期間か、当然変わってくるのではないだろうかというのが一つ、実施者側としては心配もあるところです。

届出をした場合に、今度は可否の決定ではないので、いつからスタートできるのかという話もこのフローチャートの中からは抜けているので、新しく示していただかないとまずいと思います。正直言って3番の議題と今回の4番目のこの委員会の議題に関しては、評価委員会の重み付け、審議内容を含めて随分変わってくるのではないかと、リンクして変わってくるのではないかと考えているので、その辺のお考えがあれば、なければ次回のときにでもぜひお聞きしたいと私は考えております。

羽貝参事：いくつか、と の評価委員会の内容について、最終的に今回のご意見を踏まえて次回、フローチャートで最終的なご議論をお願いしたいと思っていますけれども、一つは、 の部分の研究者の方々を、例えば、遺伝子組換えを直接担当されているような方々だけにするのかというご意見ありましたけれども、 の部分については、屋外での栽培試験の交雑・混入の防止措置という観点で科学的な分野からジャッジしてもらうということからいきますと、この専門家の方々、いわゆる植物生態学であるとか、栽培学、生理学、そういった方々が入ったような観点で見ってもらうのが妥当かと私もは考えております。

それから、 と の関係で、西埜委員、石塚委員がおっしゃったように、消費者、生産者が届出のあった栽培試験について意見を述べるについても、そういったことについての科学的な観点からの情報提供があった上で、その上でいろいろな意見を判断したいということもあろうかと思しますので、そこについては と の情報提供、そういった仕組みというのは検討したいと思います。完全なパラ

レルで、お互い全く関係なく知事が意見をもらうというところには、工夫が必要と考えております。

それから、届出制とした場合の実施者のタイム的な関係ですけれども、これは当然、実施者の方々が試験を開始したいというスタートの時点があるうでしょうから、それともう一つは、の消費者と生産者の方々とかの専門家の委員会の開催スケジュール等もありますので、ある程度一定期間前まで、当該年度やりたい場合については、前年度の一定期間までにそういった栽培計画を出してもらうような、そういったあらかじめ示すということが必要になってくるだろうと思いますけれども、具体的に何日かというのは、今後検討したいと思っています。

松井座長： 番に関しては、あくまでもいろいろな科学者が、交雑するか混入するかというものに完全に絞って、科学的な観点から評価するわけで、極端に言えば、その計画の意味するものというのは、大前提として大丈夫だろうという感じで、 番目がある意味では、少しこれに近いような感じになるのではないかと思います。

いろいろご意見ございますと思いますが、どうでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員： 昨年の北農研での試験の話が出たので、そこから少し遡りますが、あの時点ではまだ農水省の指針というのは出されていない段階だったのです。そこで古いルールに従って実施したわけですけれども、河道前委員がおっしゃるように、説明会に来られた方たちの意見というものをかなり聞きまして、セキュリティーについて特に強化したということが事実ありました。第1回目の説明会でそこを指摘されて、第2回目ではそこをきちんとするという約束をしたのです。

ただし、これは交雑・混入、これに関しての問題ではなかったわけです。我々は、セキュリティーの問題、つまり試験ほ場に第三者が悪意を持って入り込んできて、例えば登熟中の種子を持ってしまったらどうするのだというところは想定していなかったものですから、例えばフェンスを張る、それから監視モニターで24時間監視するということを後でつけ加えたという経緯は確かにあります。

ですから、 番目の消費者、生産者による委員会というところで、交雑・混入防止以外の観点から見ても実施者が見落としているような指摘をされることはあるだろうとは思いますが。

それから、交雑・混入に関しては、これもまた第2回で私はしつこく言っているのですけれども、農水省の指針があるのですから、是非これをもとにしてくださいと。この指針では駄目だと、足りないということがあれば、本来ならここでその検討をやっておきたかったと思います。やっておきたかったのですけれども、もう時間がありません。しかし、この農水省の指針をもとに学識経験者が、申請者、届出のあった計画についての交雑・混入に関しての評価をするということであって欲しかったと思います。

それと、先ほどその指針が科学的見地から見て本当に正しいのかどうかという不安があるとおっしゃいました。その辺のところでの議論がもう少しあればよかったとは思いますが。

松井座長： ありがとうございます。

ほかにご意見。石塚委員。

石塚委員： もし委員会を二つに分けて議論されるということであれば、先ほど私申し上げましたけれども、 と の間での対話というのは十分担保されていないと良い議論はできないだろうと思います。一般的に科学者が出した結論の方を重視してしまいがちな傾向があるでしょうから、最初から委員会の性格付けというのをはっきりしておく必要があるだろうと思います。

先ほど下館委員の方から、例えば二つそれぞれの答申が、諮問、答申でやった場合ですけれども、答申が違った場合どうするのかというご質問があったのですけれども、これについては、私の認識では、農政部長か誰かが、例え安全と評価されていても、安心できないものについては認められないというような、そういうお話もあったのです。ですから、道の姿勢としては安心というところはかなり力点を置いているのだなという認識を持っていましたので、私は 番の方の委員会の答申をより尊重するような姿勢を持ってもらいたいと思っています。

松井座長： ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。西村委員どうぞ。

西村委員： 先ほど道の方からのお話、二つに分けた理由、そして の方には交雑・混入それ自身の

専門家だけではなくて、生態学者、あるいは生理学者、そういったバイオに関連する、全体を見られる人たちも入れた専門委員会での評価をきちんとするというのであれば、私はそれによろしいと思います。 の方は、確かに消費者と生産者だけで意見を求めるというのではなくて、そこにもやりとりがやはり必要だという感じがいたします。当然ながら、消費者や生産者などの疑問というのがありますから、そういった意味で、交雑・混入という問題、これについてはこうなのだ。遺伝子組換え作物の中には花粉が飛ばないものが実際にありますので、そういったものでも、いや私は不安だ不安だということを押し通していったら何もならないのであって、それは科学者が、いやこれは花粉は飛ばないのですよということであれば、それはご理解として、消費者や生産者たちにその辺のところはご理解いただきながら進めていくということが当然行われるべきですし、そういった良識ある方々で構成されているということももちろん重要だと思います。 番のところは、消費者と生産者だけではなくて「など」と書いてありますが、 での専門家の方も、きちんと質問が出て対応できるような、そういう方も入れていくということであれば、 と二つに分けた形でも私はよろしいと思います。

松井座長：ありがとうございました。

下館委員。

下館委員：私は、この と というのは、そもそも知事はどういう観点で意見を聴くのかということかと思うのです。それは、前のページの許可制のところ、丸にございますけれども、届出が出てきた計画内容に対して指示や指導する、そのために意見を聴いて、そして計画をしている方に対していろいろ指導して、より安全に、より不安のないような、安心な状況で研究開発をしていただきたい、こういう形になるのではなからうかと思うのです。

ですから、そういうような観点でもって意見を聴くということなので、このところについては、この の方と の方、ここで並列なのかどうかというお話がございましたけれども、最終的に消費者や生産者の安心という面での不安というものは、具体的にそれは科学的根拠に基づいて届出者に対して知事は指導なり、指示というものにつなげていかなければならないのではなからうかと思います。

そういう点で、どちらが先なのか後なのかという議論はあるのですけれども、この二つの委員会はそういう性格の委員会になるのではなからうかなと、私は考えてございます。

松井座長：他にご意見ございますでしょうか。

大熊委員どうぞ。

大熊委員：二つに分ける意味というのを先ほどから考えているのですけれども、二つに分けて、どうしても色合いが、推進する科学者というか専門家、そして反対する消費者や生産者と、そういう色分けになってしまうように聞こえてしまうのです。それと、科学的見地から検討する専門家と、全く科学的なものではなく、単なる不安感から反対する消費者や生産者と、そういう色分けにもなっているかと思って、どうも私はそれが納得できない思いで聞いているのです。当然、科学的見地から交雑の危険を感じて反対する生産者や消費者という人ももちろんいますし、専門家といっても、どういった科学的データを採用するかによって数値が明らかに違うわけですから、専門家が必ずしも科学的に正しい判断をするというわけでもなければ、消費者や生産者が単なる不安感のみで反対をするというわけでもないように思います。

それで、先ほど、一つの委員会であつたら賛成と反対に分かれて結論が出ないであろうと、それで二つに分けたとおっしゃっていたかと思うのですが、二つに分けても結局一つの結論にはならないというのであれば、どうして二つに分ける必要があるのかと。双方科学的見地から話し合い、双方それで本当に良いのかという見地から話し合い、もちろん意見が一つにまとまらなくても、そういう意見が出ましたということで提出するという道も当然あり得るわけですから、これを敢えて二つに分けるということの意味が、私はまだ理解できないでいるのですが。

松井座長：松村委員。

松村委員：今の熊委員の意見に基本的に賛成です。

前回許可制の提案があつたので、科学的交雑・混入の評価をするという委員会という形で一つだったのでありますが、それが届出制に変わるからといって、基本的にその重要性、交雑・混入を防止して栽培していくということには変わらないので、メンバーが誰であろうと、そこをきちんと討議す

る評価委員会は一つで良いのではないかと思います。

一つ、道に教えていただきたいのですけれども、もし の委員会があった時に、意見を聴くという形になっているのですが、前回のフローチャートで、まず地域周辺への説明会を行ってというのが前段階にありました。当然その説明会で説明して終わりではなくて、当然その中でもいろいろな意見が出されて、それも当然、前回の仕組みですと一緒に上げていくと。並記してこういう意見がありましたと。そこから出てくる意見とこの でまた意見を聴くというところの、二つ意見を聴くことの意味合いというのがどのように区別されているのか、あるいは単純に2回やりましょうという話だけなのか、そのところの位置付けを教えていただきたいのです。その2件、質問です。

羽貝参事：まず地域の説明会、これは当然直接的な関係がある地域の方々に情報提供、説明なしにいきなり知事が届出を受けてそのままやるということにならないと。当然まずそこは、これまでやっていると思いますけれども、それから、その説明の中で、例えば、先ほどの河道前委員の話のように、そういった地域の説明会の中で、地域に対する意見に応じて試験設計の内容が変わる可能性もあるかもしれませんし、そういったことを踏まえて、当然、大前提として必要だと思います。

それから、今回、それ以外に専門家の意見、それともう一つは、直接そのことについては関わらない消費者、生産者の方、これは、まず一義的には地域の問題ではありますが、ひいては北海道農業全体のこともありますので、そういった観点から広く生産者や消費者などを含めた委員会、これは先ほど説明申し上げませんでしたけれども、条例の骨子案の中の説明の中で、この全体の施策をトータルで進めていくために、知事の諮問機関等、要するに生産者、消費者、その他研究者等も含めた知事の附属機関を設置することにしておりますので、その委員会にもこういったことにかけて、の方ですね、その組織において意見を聴く仕組みを、プロセスを入れたらどうかと、こういうことで今考えているところです。

松井座長：いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員：全く と で分離してしまうということに関して、そうなったとしても、やはりどこかで研究者と、そうでない方たちと一緒に話をする場が欲しいと思います。例えば、冒頭で「促進する」を入れるか入れないかという議論がありましたが、促進するのはどなたですかと質問しようと思って、やめてしまったのですけれども、もし「北海道」が「促進する」の主語であるならば、やはりそういう場を、 と がもしそのままいくとしたら、その場を設けていただきたいと思います。

私は、今回3人の委員の方たちとそういう議論する中で、どこが不安に思われているのかということが、3人それぞれが微妙に違っているということが分かりましたし、ああそうかとかかなり納得できる部分もあります。そういった不安や意見を聴くことによって、また研究にフィードバックすることもできるのです。そういう場がやはり欲しい。 、 云々の前に、まずそこは、場として欲しいと思います。

松井座長：菊地委員。

菊地委員：それぞれ意見を話した方が良いというご意見もありましたので、私も一言申し上げたいと思います。

基本的に私もできれば一つの委員会で忌憚のない意見交換をした方がいいのではないかなと思っておりますけれども、科学的な専門検討委員会が必要だということであれば、それを持つのもやぶさかではないだろうと、こう考えます。

ただし、一番懸念しておりますのは、どのような委員会の構成、あるいは体制をとっても、やはり事故が起こるリスクは必ずあるということ、これは皆さん常識で、覚悟しておられると思うのですが、それは対策を講じていれば、事故の起こる確率はどんどん減っていくわけですが、これは全くゼロにすることは、人間のやることですから、まして生態系に関わることになってきますと、これは完全にはコントロールできません。したがって、非常に私はそういうところでは悲観的です。

特に交雑だけ制御すればいいというような論議が出ているところがありますけれども、実は一番危険なのはハンドリングの状態で、機械的ないわゆる混入、これは通常の種子でもあるわけですが、ここが非常に大きい問題だろうと考えています。

そういうところで、これは許可にしまうと、先ほど松村委員が言ったように、相当道の責任は

重くなる。逆に、届出制をすることによって、今度は実施機関の方が、相当強い道義的な責任が事故発生の後に降りかかってくるのではないかと考えておいて、私、種子生産に多少携わった経験から申しますと、怖くて扱えないというのが正直な感想でもあります。

いずれにいたしましても、必ず事故は起こる。起こった後どうするかというその方策も含めてこういう委員会でご論議いただければ、非常によろしいのではないかと考えました。

松井座長：ありがとうございます。

あくまでも、これは試験機関でどのように栽培させるかということでありまして、一番の問題は交雑、場合によっては混入、これがクリアされていけば、原則として届出であるというか、禁止ということが法律的にもしできなければ、これは認めざるを得ない。良くも悪くもであります。

私の考えとして、並列的にするとしたならば、あくまでも一番というのは一番科学的な、もちろん科学者の人たちですから、大きなところで、一番は、研究だけではなくて、その後のことも頭に入れての議論を求めるとは思いません。

したがって、に分けた場合には、石塚委員のおっしゃいますように、ここを埋めるような三つ目の何かを、その個々の届出したものに対する部分ではなくて、このような科学者も含めた、広く大所高所からいろいろ議論をする場というものとして、三つ目が必要かと思えます。

それから、もし一本にした場合には、意味合いとしてはのところやはり試験研究機関である以上強い、強く反映されたものであるべきと思います。そういった場合も、といいますが、あるいは、であっても、といいますが、科学技術と心配であるという気持ち、安心にどのように持っていくかという溝を埋める委員会と申しましょうか、勉強会のようなのが、やはり道に対しては何か考えていただきたい。

私としては、いわゆるこの組換え作物の知識を広めたり正しい情報を伝えるための方策をどこかに条例として、個々の届出に対しては第三者かどうか、分けるか分けないかは別として、評価委員会ですが、別途、道としては、常に知識を広め正しい情報を伝えるための研究会というか委員会を常駐するというようなことも、できたら4回目に入れていただいて、そこで多くの人々が今言われたものが議論されるようになったらと思います。これは試験機関から次のステップへ大事なことと私は思います。

それから、ごくごく一般的に、科学者は推進で、消費者、あるいは生産者は反対と。しかしながら、科学者の中に、どちらかという反対、生態系の方は非常にそういう意味では反対といいますが、慎重であります。研究に携わっていればどんどん科学技術はやりたいというように誤解を受けている面もあるかもしれませんが、間違いなく強く反対、あるいはかなり慎重な人も大勢いることは事実でありますし、一方で、生産者の中に、反対ではなくて進めたいという方がいらっしゃるのも私は事実と思えます。

いつどこでこれらをどのような比率でするかというよりも、長い将来を見据えて両者の権利を認める、共存させるということで何か勉強していくような方策、ここだけではなくて、食の安心、安心条例ですとか、どこかで何かが入るようになれば、より素晴らしいものになると私は考えます。

大分時間が参りました。今は評価委員会についてということで少しフィードバックしつつ、ご意見を頂戴しましたが、もう一度、そんなに時間はありませんが、1ページから4ページまでトータルとして、次につながるご意見がございましたら述べていただきたいと思えます。

小砂委員：この条例につきまして、たしか前、5年ごとに見直しをしていく、当初の委員会を出されておりましたが、これをもう少し短縮いたしまして、大体3年ごとにこの条例を見直していった方がよろしいのではないかとおもうのです。それは、国際情勢だとか科学技術の進歩等いろいろな問題も絡んでまいりますので、5年と言わず、3年ごとの見直しということでもひとつ検討していただきたいと思えます。

それからもう一点、ペナルティーの問題なのですが、無届出で試験栽培、実験を行った場合に、その時のペナルティー問題について、それから交雑・混入等の責任の所在を明確にしておくといったこともある程度盛り込んでいなければ、この条例が非常に弱くなってしまうわけです。その辺、やはりペナルティーを何らかの形で盛り込んだ方がよろしいのではないかとおもう。

松井座長：ありがとうございます。

私は5年ではなくて、初めから3年ぐらいで見直すということを主張しておりました。それは推進させるというためではありません。社会的な、世界も見据えて、トータルとして、変わっているものであるということでもあります。3年経って軽くすると言うのではなくて、3年後はどれがいいかということを決めるためにも、常に何らかの勉強会をし、そこでは傍聴の方からも意見をとるようなことというようなのが、一〜三か月に1回くらい常にあるとよろしいのではないかとということでもあります。

他にありませんか。河道前委員。

河道前委員：実施条件の中で、いろいろ3回討議してきましたけれども、先ほども出ているリスク、事故が起きた場合どうするかということなのですが、事故が起こったことを発見する部分もチェックしておかないと、事故が起きたかどうか分からないと思うのです。その辺の周辺地域での調査ですとかDNA検査とか、その辺も実施条件の中のどこかに入れていただきたいと思います。

今回第3回目の実施条件の内容を見て、2回目までの流れとかなり変わったという印象を受けて、食の安全・安心条例というのが単なる食に関する条例になるのではないかと、安全・安心が抜けるのではないかとというような気も少ししましたけれども、きちんと安全・安心が位置づけられるような条例、実施条件等にして欲しいと思います。

松井座長：座長としてもそれを強く意識しております。

ペナルティー的なものも出ましたけれども、遺伝子組換え作物を栽培しているつもりではなくても、不幸なことに種子の中に多少混入があり、栽培してしまったというようなことも起こり得ることではないかと思しますので、この辺も何らか道の方にお考えいただければ幸いと思います。

西埜委員：今の事故のリスク等についてはそのとおりだと思うのですが、菊地委員からあった、必ず事故が起きるとするのは、私が一番最初に言ったように、絶対起きては困る。これが起きたら本当に北海道の農業はおかしくなるわけですから、そこのところは本当に起きない形にできるかできないかということではないかと思えます。農水省のガイドラインを見ていますが、例えばトウモロコシでいえば600m、本当に正しいのかも分からないけれども、それだって、風が、台風が吹いた時どうなるのかということもあるし、本当に絶対起きないということでない、分かりましたとは言えない。先ほどの絶対事故は起きるのだという部分もありましたが、それは生産者、消費者の立場で絶対起きては困る。そこのところを肝に銘じて、いろいろな対応をしてもらいたい。

松井座長：まさにそのとおりだと思います。

菊池委員：私は必ず事故は起きるとか、起こるとか、そういう予言的に申し上げたわけではないことは皆さんもご承知のとおりで、そういうリスクは何事によらずゼロではないということをお知らせただけでございます。

松井座長：お二人とも意とするところは起こしてはいけなないと。起こるかもしれないと。

松井座長：佐藤委員、何かありますか。

佐藤委員：トウモロコシの600mが正しいかどうか、そういう不安を持っている方が結構おられるのですけれども、少なくとも食品としての安全性、あるいは飼料としての安全性が承認されていないものについては、隔離ほ場では花粉が出る前に除雄することになっています。あるいは、訪花昆虫で交雑するものについては、網をかけて訪花昆虫が来ないようにすると、そういった歯止めはあるということです。

ただし、食品としての安全性について、何をもちいて安全とするのかという疑問を持たれている方から見ると無意味なコメントかもしれないけれども、そういった仕組みはあるということです。

松井座長：北海道では、特に国以上に安全ということ意識してやっているという趣旨でいろいろ考えていただいて。

下館委員：全体的なお話ということでございまして、この条例そのものが安全と安心、いわゆるその安心というものの裏返しというのが、不安ということになるかと思うのでございますけれども、これだけたくさんの方々不安を持っているということ自体、確かに研究者サイドの情報発信という点では問題もあるかと思うのでございますけれども、先ほど、その趣旨のところ、北海道としてこういうような技術というものが有用な技術、促進を図っていくというお話がございました。そうい

う点で、是非行政の方をお願いしたいと思うのでございますけれども、もっとももっとこういう遺伝子組換え等について消費者の方々に説明すべきであると。いわゆる啓発をもっともっと力を入れてやっていただくことが、共通の情報を受けて共通の認識というものになるのではなからうかというような感じがいたします。

一番不幸なのは、情報が十分伝わらないで、不確実な情報のもとに、双方が結論を出さなければならぬということが一番不幸なことではなからうかなと、私はそう思うのでございます。

松井座長：啓発・啓蒙ということもしていかなければいけません、ここにいらっしゃる慎重な方は、啓発、啓蒙する必要はないほど大変勉強されていて、その結果として大変不安に思っておるということでもあります。全体から見るといろいろなそういった理解の温度差がありますので、下館委員のおっしゃるとおり、そういう勉強の機会をもって理解を求めるとというのがやはり大事だと思います。

活発に意見交換いただきましたけれども、最後の最後の一つとして石塚委員から。

石塚委員：交雑・混入については、事故があった場合どうするかではなくて、事故があってはいけないわけです。それで、私、前回最後に提案させてもらって、それは無視されているので、もう一回提案したいのですけれども、今、下館委員がおっしゃったように、情報が十分に行き渡るということがもちろん必要です。それと、佐藤委員のおっしゃったように、科学者と消費者の対話によって科学者自身もいろいろなことを発見する、消費者の方も生産者の方もいろいろなことが発見できる、そういう時期、そういう段階がまだまだ足りない。例えば、3年後に見直しするというのであれば、3年間モラトリアム期間ということで、試験研究は閉鎖系のみで行うということで、3年後の実施を目指して十分な対話なり情報提供というをしていくと。そのくらいした上でないと本当の安心というのは勝ちとっていけないのではないかなというのを、私は再度提案させていただきます。

松井座長：前回もそうでしたが、貴重なご意見としていただきます。ただ、試験栽培をさせるという前提で、この委員会はそこに起点がありますので、検討して3年間ストップさせるということは受け入れるわけにはいかないと私自身は思いますが、ただ、心配であるということは何度もくどく申し上げますが、それを頭に入れてやはり試験栽培を行うようにしたいと思います。

本日の議題全体、1か所、第三者委員会のところ、前回のように一本にするか、あるいは二つに分けたらいいかどうかと、そこは、それぞれメリット、デメリットありそうなので、道と私にお任せいただいて、第4回に最終的なものを提案させていただきたいと思っております。本日のご意見は、全部次回に反映させるようにしたいと思います。トータルとして、概ね第三者評価委員会以外はよろしいというような感じで、私は結論を受けたいと思っておりますが、委員の方、ご賛同いただければよろしいでしょうか。いろいろあるかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

それでは、進行を事務局にお渡しします。

3. 閉 会

羽貝参事：事務局から再度ご連絡申し上げます。

次回のこの検討会のスケジュールですけれども、11月4日、時間、会場はまだ決定しておりませんので、時間と会場については、後ほど皆様方にご連絡申し上げます。

長時間のご審議、大変ありがとうございました。これもちまして本日の検討会は終了させていただきます。